

第七十一回国会 建設委員会 議 録 第二十五号

昭和四十八年七月四日(水曜日)

午前十一時五十二分開議

出席委員

委員長 服部 安司君

理事 天野 光晴君 理事 大野 明君

理事 田村 良平君 理事 村田敬次郎君

理事 渡辺 栄一君 理事 井上 普方君

理事 福岡 義登君 理事 浦井 洋君

小沢 一郎君 堀山 静六君

渡谷 直藏君 林 義郎君

廣瀬 正雄君 藤波 孝生君

保岡 興治君 清水 徳松君

渡部 恒三君 松浦 利尚君

中村 茂君 渡辺 惣蔵君

森井 忠良君 新井 彬之君

瀬崎 博義君 渡辺 武三君

北側 義一君

出席國務大臣

建設大臣 金丸 信君

國務大臣 坪川 信三君

(總理府) 總務長 小坂善太郎君

(經濟企画庁) 長 小坂善太郎君

出席政府委員

内閣審議官 栗屋 敏信君

内閣審議官 藤井 直樹君

經濟企画庁長官 北川 博正君

官房參事官 宮崎 仁君

經濟企画庁長 宮崎 仁君

總計企画局長 下河辺 淳君

經濟企画局長 下河辺 淳君

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省都市局長 吉田 泰夫君

委員外の出席者

環境庁水質保全 山村 勝美君

局水質管理課長 松本 作衛君

農林大臣官房企 面室長 中村 泰男君

通商産業省重工 業局自動車課長 曾田 忠君

建設委員会調査 室長 曾田 忠君

委員の異動

七月二日

松本 善明君

同月四日

小沢 恵三君

同日

保岡 興治君

補欠選任

小沢 恵三君

七月二日

建築家職能法制定に関する請願(赤城宗徳君紹介(第八一九号))

同(稲村利幸君紹介(第八二〇号))

同(葉梨信行君紹介(第八二二二号))

同(村上勇君紹介(第八二二三号))

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公聴会開會承認要求に関する件

委員派遣承認申請に関する件

工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

国土総合開発法案(内閣提出第一二四号)

○服部委員長 これより會議を開きます。

この際、公聴会開會承認要求の件についておはかりいたします。

ただいま本委員会において審査中の工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律案、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案、国土総合開発法案について、議長に対し、公聴会開會の承認要求をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○服部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、公聴会は、来たる十二日開會することとし、公述人の選定その他の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○服部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○服部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時四十二分開議

○服部委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

内閣提出、工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律案、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案、国土総合開発法案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○井上(普)委員 議事進行について發言を許していただきますかと思ひます。

○服部委員長 井上普方君。

○井上(普)委員 議事進行で發言の許しを得たのでございますが、われわれ、この国土総合開発法案並びに公団法及び都市計画法と建築基準法の一部改正の法案に先立ちまして、この法案の提案者であり責任者である經濟企画庁長官小坂さんの發言についてお伺い、いたしたいと思うのでござい

ます。

經濟企画庁長官小坂大臣は、六月の二十三日、水戸におきまして經濟講演をされたようでありま

か。

第一類第十二号 建設委員会議録第二十五号

昭和四十八年七月四日

第一類第十二号

建設委員会議録第二十五号

昭和四十八年七月四日

第一類第十二号

建設委員会議録第二十五号

昭和四十八年七月四日

す。その一部が新聞に出ております。私はこの小坂発言を新聞で拝見いたしました。何と情けない大臣がおるものだ、何とまあめっちゃやな大臣がおるものだ、国会の権威を踏みにじることを平気でする大臣がおるものだ、実は心を寒くしたのでございませう。このような大臣が、最も重大な目される国土総合開発法の説明に当たられる、質疑の答弁に当たられるという事は、まことに遺憾であり、もしこの発言の真意がそこにあるならば、このような予断を持って国会審議に答弁される大臣でありますならば、私も審議に應ずるわけにまいらない、このように考えるものであります。

水戸における経済講演の要旨をいたしまして、毎日新聞六月二十四日の朝刊に出ております一文を読み上げますならば、「土地投機を抑える国土開発法案や買占め、売りおしめ規制法案は野党が審議をストップしている、政府は対策のたてようがない。野党議員は週休二日で五日審議してくればよいが、週休七日制で月給数十万円とっているようなもので、度を越している。少数横暴だ。」こう新聞に出ております。

このたびの国会が、一時審議がストップしたことは御承知のとおりであります。しかしながら、そのストップするにつきましては、たとえば小選挙区法のような無謀なことをやって審議がストップしたのは御承知のとおりであり、また増原発言のごとく、実に憲法にかかわるような、国の大事にかかわるような不意な発言によって審議がストップしたのは御承知のとおりであります。

これはひとえに政府関係者あるいは総理の不意な考え方や思ひつき、そこから出てきて審議がストップしたことは御承知のとおりであります。しかるにもかかわらず、少数横暴であるというような御発言、お考え。あるいはまた建設委員会において事態がこじれて、われわれ野党がごり押ししてストップしたようなことではない。常に審議に御協力申し上げてまいったつもりであります。しかるにもかかわらずこのような国会に對

する予断を持ってこの法案の審議に入るといふことは、私もはまことに遺憾といわざるを得ないのであります。御答弁のいかんによりましては私も重大なる決意をいたしておりますので、大臣の水戸発言に對するお考え方をここで再確認したいと思ひますので、お答え願ひたいと存じます。

○小坂國務大臣 井上委員の御発言の御趣旨はえりを正して承りました。私の水戸におきます話というものは、茨城県政経懇談会という会でいたしたのでございまして、そのときにもう一人お見えになる予定の方がお見えになりませんでした。私一人でございまして、約二時間近く、非常に長い話をいたしましたわけでございまして、その中の話が一部そういうふうになつてしまつて、全文申し上げればあるいはそういう誤解もなかつたかとも思つたのでありますけれども、いろいろお怒りをこうむりまして恐縮に存する次第でございませう。

私の申しましたこの前段、週休七日、月給数十万というの、実は私が発明したのではなくて、読売新聞に出ておりました漫画を私は御披露いたしましたのでございませう。念のためこへ持つてまいりましたが、六月十日に出ております読売新聞の漫画でございまして、ここに国会議事堂の絵が書いてあつて、ここに屋敷をしておる人がある。ここに太陽があつて、「週休七日、月給数十万」、こう書いてあるわけでありませう。私が申ししたのは、こういうことになりませうと国会そのものが非常に権威を失墜することになる。われわれ一生懸命働いておるし、一生懸命国民のために大事な法律をかかえておるし、私の講演の主題は実は「新しい国土総合開発の進め方」というのでございまして、いまそういうこともやっておる中で、こういう法案を法律として議決していただければ土地の問題もよほど目鼻がついてくるという点を述べまして、まだできないのは残念だということとを申しましたけれども、そこにお読み上げになりましたような、野党議員だけが屋敷をしていられるような、そういうことを申しした覚えはないわけで

ございませう。

それからもう一つの少数横暴ということでございますが、これはやはりもう一つの新聞、すなわち毎日新聞の論説に出ておりました問題を引いたものでありまして、国会というのには審議をする場所であつて、あくまでも少数意見を尊重しなければならぬ。しかし、少数意見が必ずしも多数意見より正しいといふことはいえないのであつて、最後には民主主義の原則に返つて採決をするというところが必要であるのだから、そうした国会の原則に返れという趣旨の社説がございました。論説というので、これは署名入りでございました。それをあげまして、われわれはやはりこのごろの国会の運営について私も国会議員の一人としていろいろ考えさせられるということを申し上げてございませう。お読み上げになりましたような、ただ少数横暴だ、そういうことは私は使わなかつたと思ひますが、とにかくそういうことが出ますとそれはお怒りをこうむるのは当然だと思つたのでございまして、私はまあ、いろいろ言ひわけをしますと長くなりますので事実だけ申し上げまして、ただそういうことによつて、お読み上げになりましたような記事によつてお怒りをこうむるといふことはこれはごもつとでございませう、そういう事態になりましたことについては、はなはだ申しわけなく存じておる次第でございまして、つづしんで私の真意を申し上げて、おわびを申し上げたいと思ひます。

○井上(善)委員 いまの御答弁を承りますと、真意は違ふんだ。そのような読売新聞を出しまして、国会がともかく屋敷している様子をしゃべつたんだ、こうおっしゃるのであります。しかしながら、このたびの審議ストップの状況はどうかから出てきたか。あくまでも政府の、これこそ公約にもしない、あるいはまた施政方針にも発表してないような小選挙区制を強引に国会に提出してきたところに端を発しておることは御承知のとおりです。何も野党がこれを審議拒否するためによつたんじゃない。あくまでも政府の責任にお

いてこのような事態が起つてきたんだという御認識がない。しかもそれが少数の横暴であるとして最後には結論づけられておる。これも毎日新聞の論説を引用したんだとおっしゃいますけれども、私もその点は納得したい。いまのお話によりますれば、真意はどうも伝わってこないとおっしゃいますけれども、ここにもう一つ茨城新聞を私は持つておる。やはり同じような論旨のことがいわれておるのであります。いまの大臣の御答弁でこの重大な法案の審議に入るわけには私はまいらない。もう少し大臣は率直にこの重大な時期をお考えになると同時に、御自分の発言に對しましては責任を持つていただきたい。そのことを強く私は要求したいと思つたのです。あなたの御発言は、国会議員は数十万円の月給どろぼうのごとく書いておる。あるいはまた野党が審議をストップする、その原因については何ら言及するところがない。このようなことではわれわれはこの重大な法案の審議について、しかもその担当の大臣がこのような予断を持って国会に臨まれることについては、はなはだ迷惑であり、国会軽視の大臣であるといわなければならぬと存するものであります。大臣の再度の御答弁を私は要求したいと思ひます。

○小坂國務大臣 私も国会議員の一人といたしまして、ぜひとも国民の信託にこたえる国会をつくる責任が私自身にあるといふふうに考えておるのでございまして、そういう関係から常に自戒自戒いたさねばならないと思つておる次第でございませう。私、もとより非常に欠陥の多い人間でございまして、その自戒自戒において、こたえておるかどうか、これはいろいろ問題があると思ひますけれども、主観的にはさように思つておる次第でございませう。ただいまいろいろ私自身について、この国会の運営について反省がないというおしかりは率直に私もちやうだいたしまして、今後言動を慎みまして、いやしくもさような誤解を与えないように十分注意したいと考えており

ます。

○井上(普)委員 常にこの国会におきましても大臣の放言等々が問題になるのでありますが、わが建設委員会におきまして審議を拒否した覚えはございませんし、また国会の全体といたしましては民主主義の根幹に触れるような問題につきましては内閣の責任を追及するためにわれわれは審議拒否ということもあり得ます。いまの大臣の御答弁はまことに反省しておるといふお話ではございませんけれども、政府全体としても、また責任を明確にする意味合いにおきましても、もう少し御反省があつてしかるべきじゃないかと私は考えるのであります。国民に、あたかも国会がサボつておるがごとき、そのような新聞記事を属々しく大衆の前に示し、かつまたそれが書かれたのでしょうというがごときことは、示すことそれ自体においても軽率のそしりを免れないと思うのであります。同じく小坂さんは二十五年を経験せられたわれわれの先輩の議員でありますけれども、大臣になられたとたんに、そのように国会軽視の風潮をさらにかき立てるがごとき言動というものは今後一そう慎んでいただきたい、このことを強く要求いたします。

同時に、先ほど来申しますように、この国憲法が重大法案であることは私も知つておるために、立場は違ひますけれども、この問題について当建設委員会において審議を拒否した覚えは全然ない。こういうような委員会におきまして、われわれといたしましてはまことに心外であります。また国会全体といたしましてはなほ心外であります。ここらあたりにつきましては大臣の再度の御答弁を承りたいのであります。

なお、建設大臣にお伺いしたい。あなたはずつとこの建設委員会におきまして御答弁をされておるはずですが、建設委員会においてそのようなことがありましたか。少なくともわれわれはこの建設委員会におきましては今まで十分な論議を尽くしてまいつたつもりであります。いづつ審議拒否したか。建設大臣の御所見と、それから経企庁長

官の釈明をお願いしたいと思ひます。

○小坂國務大臣 当委員会の非常な御精勵ぶり、非常に順調な御審議の状況につきましてはおかね十分承知もいたし、敬意を表してはいる次第でございますが、ただいまの御指摘の点は十分今後において注意いたしますので、どうぞよろしく御了承賜わりたくお願い申し上げる次第でございます。

○金丸國務大臣 当委員会は非常に熱心に各委員の御討議をいただきまして、いまだ拒否をいただいたようなことは一度もなかったということ、私は私がいつも感謝をいたしている次第でございます。

○井上(普)委員 ともかく私もいたしましては、この問題につきまして大臣がこのような御発言をなされたことをはなはだ残念に思ひますし、またこのような国会に対する予断を持つて御答弁なさらないということも私は強く要求したいと思ひます。時間もたちますのでこの程度でやめますが、ともかくこのような予断を持つて御答弁になることは慎んでいただきたいことを強く要求したいと思ひます。

終ります。

○服部委員長 福岡義登君。

○福岡委員 いま議題になっております三つの法案は田中内閣の日本列島改造論の実施法であると指摘されておるのでありますが、そういう立場に立ちますとどうしても日本列島改造論について若干の言及をせざるを得ないわけでありまして、私は、この日本列島改造論に対して基本的な幾つかの問題についてまず見解を明らかにしまして、長官以下閣僚の向きの答弁をいただきたいと思ひます。

その第一は、昨年の田中内閣登場のときに日本列島改造論が大きなキャッチフレーズになっておつたのでありますが、日がたつに従ひましてそれが幻想であつたということが明らかになりつつあるのであります。私をして言わしむれば、この日本列島改造論は、大企業や商社の土地の買い占

めにより、地価の高騰をはじめ、庶民大衆のマイホームは打ち砕かれたばかりか、日本経済をインフレの中へ突き落としたということが第一の問題として指摘できるところであります。

第二の問題は、日本列島改造論は、今日までの歴代の自民党内閣の高度経済成長政策と同様に、大企業優先、生産第一主義の政策であるという点であります。昭和六十年におけるGNPを三百四兆円としておるのでありますが、これは昭和四十五年のGNPの実に四倍に相当する驚くべき高い数字であります。はたしてその成長を必要としておるのか、あるいはまたそのことは可能なのか、大いに疑問とするところでもあります。

第三の点は国民福祉についてであります。わが国は御承知のごとく国民総生産では世界第三位になりました。しかしそれは大企業を中心としたものであります。中小企業や農漁村は大きな立ちおくれを示しておるのであります。また国民生活の面では、国民所得水準は世界で十六位、社会保障では二十五位という低いところを低迷しておるのも御承知のとおりであります。今日、日本に必要なことは、大企業優先の生産第一主義ではなくて、国民生活向上のための社会改造を断行することだと確信するのであります。

第四の点は公害についてであります。今日までの高度経済成長政策は幾つか大きなひずみをもたらしましたが、中でも公害はその極に達しまして、早急な対策を必要としていることも多言を要しないところであります。かかる状態の中で、日本列島改造論のように生産第一主義の政策をとることははかり知れない結果を私ども国民に及ぼすといわなければならぬのであります。

第五の点は農業についてであります。私たちは現在大豆ショックを受けておるのでありますが、アメリカ政府が去る六月二十七日、大豆の輸出を全面的に禁止すると発表したのであります。この機会に別の角度から食用農産物の自給論が再評価されなければならぬのではないかと、こう思います。高度経済成長政策は必然的に工業化、

都市化を促進して、農業を圧迫してあるのであります。食糧の自給率を低下させるとともに、農業資源も食いつぶしておるといふのが今日までの高度経済成長政策の実態なのであります。百年前にイギリスが、農産物は輸入でまかない、工業製品を輸出して立国する国際分業路線をとり、今日の斜陽大英帝国になったの指摘もありません。今日に、いまこそわが国は経済ベースを離れて食糧の自給体制を確立すべきだと思ひますのであります。日本列島改造論にはこのことが明確にされておられません。

以上、私は田中内閣の日本列島改造論について基本的な五つの問題を指摘いたしました。経済企画庁長官はじめ閣僚大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○小坂國務大臣 日本列島改造論というものは田中総理の個人としての私見ではございませんけれども、これは日本の現在の姿をさらに国民福祉との関連でつづけるものにしていくというのが骨子だと思ひます。ございしますが、あるいは交通、通信のネットワークの完備であるとか、あるいは工業の全国的再配置であるとか、あるいは地方都市の育成強化であるとかいうような幾つかの柱を中心といたしまして、非常にすぐれた構想を持ったものであると存じておる次第でございます。しかし、冒頭申し上げたように、これはあくまでも個人の見解でございます。それに付随したデータというようなものがやはり十分消化されてない面も否定できないと思ひます。そういう意味からいろいろ誤解等も生んでおるかと思ひますけれども、公式的に申しますと、この二月に閣議決定をいたしました経済社会基本計画あるいはいま総点検をしております新全総、そういうものの、またただいま御審議をいただいております国土総合開発法、その中に含まれておる幾つかの問題点、そういうものがむしろ政府の——田中総理は個人として列島改造を言われ、本を書かれたわけでございますけれども、総理大臣としての田中さんの考え方というものは、公式的には

いま私が申し上げたような三つの柱の中に入っているという事は申し上げられ得ると思うのでございまして、いまお示しの六十年に三百四兆という数字が可能であるか、あるいは望ましい姿であるか、それに到達するにはどういう困難があるかという分析が十分になされていらないという御指摘があれば、その点はそうであると申し上げられると思うのでございます。さような点で、政府といたしましてはお願いいたしてあります。国土総合開発の考え方、新しい国土開発の考え方の中におきまして今後の展望を述べておるわけでございます。

また食糧の自給度の点にいたしましても、これは農林省にいろいろ研究をわづらわしておるのでございますが、先ほども御指摘のありましたように、アメリカの輸出の見直し、ことに七月三日付で発表されました九月までは既契約のものについては半分にするという新しい事態に即応いたしまして、あるいはもっと輸入先をふやすとか、あるいは開港輸入をするとか、さらにはわが国自身の自給度の向上とか、そういうような問題を含めていろいろ検討いたしておるわけでございますので、こうした問題につきましましてはまたいろいろ御叱正いただきまして誤りなきものをつくってまいりたい、こう思っております次第でございます。

○福岡委員 私がお尋ねしておりますのは、日本列島改造論が公式に閣議で決定されたものでないことはよく承知の上でございます。しかし、この日本列島改造論が二月十三日の閣議決定の経済社会基本計画の基礎になっておるし、あるいはまた今後進められようといましておる政策の内容内容につきましても、あるいは国総法を見まして、あくまでも基礎になっておるのはこの日本列島改造論である。これはあくまでも大企業優先の生産第一主義を貫いておる。つまり、今日までの歴代自民党内閣の高度経済成長政策をそのまま延長しようとしておるものである。今日、日本に必要なものは、そういう列島改造じゃなくて、国民生活

を向上するための社会改造こそが必要なんだという事を私は指摘したわけであります。その点についての御見解を答えられていない。経済社会基本計画につきましても内容はあとで触れることにしておりますが、田中内閣の大きな目玉商品であるこの列島改造論についてその御見解をただしておるでありますから、それに答えていただきたいと思うのであります。

○小坂国務大臣 経済社会基本計画の中に列島改造の考え方は確かに多く取り入れられております。しかし、経済社会基本計画そのものは、ただいまお示しのようにこれからの社会福祉を中心とした社会をどうしてつくるかという、その方向づけでございまして、副題にございまして、「活力ある福祉社会のために」ということを目途といたしておる次第でございます。近年、環境の問題、あるいは資源は有限である、資源を限りなく考えてはいけないという問題がたいへん大きな問題としてお互いの眼前にあるわけであります。われわれはそういうことを十分配慮して、新しい福祉に満ちた日本の社会をつくっていくことを考えておる次第でございます。列島改造そのものに盛られた根本的な考え方——いまの日本の人口が、三大都市圏というように一多に満ちたないような国土の部分に四五％という大きな人口が入っている。そのことはやはり全国的に分散する方向で考えていかなければならないという基本的な考え方、これは正しい考え方だと私は思っておりますので、先ほども申し上げたように、その数字的なデータ、こういう点は、やはり個人の著作でございまして、その後役所の機構等いろいろな精査いたしてみますと、これは修正したほうがいいというところは幾多あるわけでございますので、さような方向について誤りなきを期してまいりたいと考えておる次第でございます。

○福岡委員 答弁がすれ違っておるのですよね。分散政策をとらなければいかぬということは私も否定したのじゃないのです。それはあとで触れま

す。私がいまあなたにお尋ねしておりますのは、日本列島改造論を貫いておる考え方はいままでと同じように高度経済成長政策、つまり生産第一主義という柱を立てておるのじゃないか。それは改めべき時期に來ておるのじゃないかということをお尋ねしておるわけであります。先ほども申し上げましたように、GNPは世界三位、国民所得水準は十六位、社会保障は二十五位という低いところに低迷しておる。これを改善していく。つまり社会改造というのがより重要な時期に來ておるのだ、そういうことを御質問しておるわけでありますから、そこを答えていただきたい。

○小坂国務大臣 田中総理のお考えもまたあなたと同様の点がたくさんあるのをごさいます。やはり大企業中心の生産中心ということは今後は変えていかなければならない。活力に満ちた福祉社会をつくるということは、政府用語で申しますと振替所得、社会保障面への財政支出をもっとふやしていかなければならない、こういうことは総理も強く言っておられるわけであります。田中総理の考え方は、ただ単に今後においても生産中心、大企業中心ということではもちろんないわけでございます。

それから私も、今度の経済社会基本計画の中で平均の年成長率が九％程度といたしておりますのは、いままで二けたの成長でございまして、今後五年の間にこれを六なり四なりにするということになりまして、短期的な非常な急降下をしななければならない、短時日のうちに非常な経済の縮小を見なければならぬ、そういうことが縮小均衡につながっていくということになると非常に危険でございまして、やはりなだらかにこの姿勢を変えていくという方向を考えておるわけなのでございまして、ただいま御指摘のような点は私も同じく思っております。これはやはり、いままでのような生産からむしろ分配という方向に主眼点を置いていく必要がある、こう考えておる次第でございます。

○福岡委員 ことばの上では生活向上を中心にするのだ、そうおっしゃったわけなんです、以下、具体的に内容を明らかにしていきたいと思いますが、日本列島改造論なり経済社会基本計画はあくまでも生産第一主義を貫こうとしているのですよ。おっしゃるようにほんとうに生産第一主義を改めて生活向上の政策をとろうとするならば、考え方を改めていただかなければならぬことにならなければならない。具体的な政策を改めていただかなければならぬことにならなければならない。それはあとで個々の問題について説明をしていきたいと思います、列島改造についてはとりあえずこの程度でおきたいと思っております。

そこで、お話をいたしました経済社会基本計画についてなんですが、中身に入りますまでに、若干この位置づけというものを伺いしてみたいと思うのであります。

経済社会基本計画、つまり二月十三日に閣議決定されたものであります。これと、四十五年の五月に定められました新経済社会発展計画、もう一つ、いま検討中といわれる、昭和五十年度を初年度とする、あえて言えば新々になるのでしょうか、国土の総合開発に関する十年計画との関係はどういうように理解すればよろしいのか、説明をお願いしたいと思っております。

○小坂国務大臣 昭和四十四年五月に新全線ができました、それから四十五年に新経済社会発展計画ができました、さらにこの国総法をわれわれは考え、新全線を五十年を起点として見直そう、こういうことを申し上げておるわけでございます。また片一方、先ごろから御議論を申し上げております経済社会基本計画ができておる、その関連はということでございますが、われわれ、はっきり申し上げまして、いままでの戦後の歴史というのはむしろ開発と成長と発展の歴史であったと思うのでございまして、そこに資源問題と環境問題が非常に大きな比重をもってあらわれてまいったということが言えると思っております。ことに、限られた国土の開発と、そして地域住民のしあわせと

の組み合わせ、そういうものを考えてまいりますと、いままでのやり方について非常に多く反省すべき点があると思っておるわけでございまして、そういう点を十分考慮していこうというのが今度の新しい国総法であり、あるいは新々全総である、こう申し上げて差しつかえないと思うのでございます。

それからもう一つは、実は先般村田委員に御答弁申し上げたことでもございますけれども、われわれは二十世紀というものを考えてみますと、たいへんな人口の膨張が推測されるわけでございまして、その間においてわが国でも一億三千万人というような数をいわれておるわけでございしますが、その際のあり方というものの、日本の国民なり国土のあり方というものが一体どういふものかということを一応想定して、それならばそれから十年さかのぼった五十年から十年後の事態はどうなるか。正確には十年ではございせんが大体十年として、そういうことも考えたらどうか。両方から昭和六十年の姿というものも私も考えていく必要があるのではないかとこのように存じておる次第でございます。

○福岡委員 この二月十三日閣議決定の経済社会基本計画のあるところにこう書いてあるわけでありまして「昭和五十年度を初年度とする国土の総合開発に関する十年計画を策定することとして、この計画においては、このような国土空間の再構成のための始動条件の創出をめざして、云々と、こう書いてあります。ところが、この同じ基本計画の中身には、昭和六十年なり昭和六十五年というものを想定した数字というものの、あるいは政策目標というものが相当入れられておると思うのです。入れてあるのですよ。いま長官の御説明になりましたいわゆる新々全総計画といいますが、昭和五十年に始まるものとの関係、それは一体どう理解すればよろしいのか。この基本計画の中にあるものは、六十年を目標にして新しく策定されるであろう新々全総計画もこれに基づいて策定されると理解していいのか、もしくは、これは

一応のめどであっていま検討中であるからこれにはそこだわらないで、別の観点から方向をきめていくというように理解すればいいのか、これはどちらなんでしょう。

○宮崎(二)政府委員 内容についての御質問でございますので私からお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、経済社会基本計画におきまして、いま長官の御答弁にもございましたように、昭和五十年度を初年度とする国土の総合開発に関する十年計画の策定ということを中心に入れます。この計画においては始動条件をつくるということを考えながらつくったということが書かれておるわけでございます。また、御指摘もございましたように、この計画の策定におきまして、私もコスモという名前を使っておりますが、新しい長期のモデルを使いまして、昭和六十年ないし六十五年の一応の展望を描きまして、そういうことを背景にしながら五十年計画をつくるという作業をいたしております。そういう点からいいたしまして、現在御議論をいただいておりますような国総法の考え方、そういったことも、この計画策定の時点までに入る得ることはできるだけ取り込もうという姿勢でやったわけでございます。しかし、当然これはこれから五十年までかけて計画策定が行なわれるわけでございますから、この想定と相当変わってくるということは考えなければなりません。そういう場合には、この計画そのもののほうをその時点でまた見直す、こういうことでこの計画の策定をいたした、大体そういう経緯でございます。

○福岡委員 それでは次のことを伺いますので、九十兆円の投資額が想定されておるわけでありまして、当然いまのお話からいきますと変わります。得る要素が多分にあるということになるのでありますが、それは別といたしまして、この九十兆円の投資額が部門別にいろいろ書いてあるものであります。その具体的な内容もいろいろ述べられておる。しかし細部について検討すれば相当問題が

多いと私は思うのであります。しかしこれも時間の都合上きょうは割愛したいと思うのですが、問題は九十兆円投資の財源をどういう方向で考えられておるかという点をお伺いしたいのであります。

○宮崎(二)政府委員 この計画における一つの特色は、先ほど長官の御答弁にもありましたように、資源配分の転換をやる、それを大幅にやるということが一つの大きな特色になるわけでございまして、したがって、二ページの「昭和五十二年におけるわが国経済の輪郭」にございまして、与件としての社会資本投資あるいは政府から個人への移転支出といった、いわゆる社会保険でございまして、こういう部分を従来に比べて非常に大きく伸ばしているということが特色になります。特に固定資本形成につきましては年率一五・五兆と見込みました。したがって、従来に比べて三兆近い増加になる、こういう姿を描いております。

こういうことになってまいりますと、当然その財源ということが問題になってまいります。そういうことから、一つはやはり税負担ということに相当期待せざるを得ないということでございます。これにも書いてございまして、計画期間内において税負担率を大体三兆程度引き上げるということを想定いたしておる次第でございます。

また、これは公共投資には直接関係はございせんが、社会保険負担についても必分の、ある程度の負担をお願いするということを想定してつくられております。そういうことでございまして、一方公債につきましては、財政金融の部に書いてありますように、かなりの期間においてウエイトを持ったものを考えなければならぬ、こういう想定でございまして、そういうことによつて財政主導型の経済運営ということが行なわれる、そういうことを想定してこの計画がつけられておる、こう申し上げたいと思ひます。

○福岡委員 税負担あるいは社会保険負担あるいは公債、そういう観点から考えられておるという

ことなっておりますが、では新しい税制というのが考えられておるのかどうか。第七次道路整備五十年計画の審議のときにも問題になったのですが、十九兆五千億円の財源が見込まれておるのにもかかわらず、その財源については来年度までにめどをつけてということで終わっておるわけでありまして、この九十兆円全体につきましても、いまお話もありましたけれども、具体的な内容はおそらくまだ詰めていないのじゃないかと思う。ここであつておきたいと思ひますのは、新しい税金、たとえば付加価値税であるとかそういったような、新しい財源として税の制度を新設されることも考えられておるのかどうか、その点を御説明いただきたいと思います。

○宮崎(二)政府委員 税につきましては、個人税とそれから法人税と間接税について記述がございまして、御指摘のとおり、内容をきちんときめるといふことはこの計画の性格上やっております。いわけでございまして、全体の負担率として三兆程度上げたい。しかしそれぞれの叙述において若干のニュアンスは出ております。たとえば「法人税については今後相応の負担を求めることが必要である」ということで、ある程度上げざるを得ないだろうという感じは出ております。さらに間接税においては、いまのままで置きますと間接税の割合が減りますので、「税体系において適切な地位を維持するよう努力する」というようなことが書いてございまして、いずれにいたしまして、この税の内容についてはこういふ形で大ワタをきめたわけでございまして、税制調査会においてこの内容を具体的におきめを願う。こういうことでございまして、私も計画のフォローアップというものを申し上げてありますが、この実行の過程につきましてはそういった各省の施策を十分見守りながら実効をあげていく、こういうことでこれからやってまいりたいと思つておる次第でございます。

○福岡委員 九十兆円の投資額の内訳を見ますと、初めにも指摘しましたように大企業優先、生

産第一主義の思想が貫かれておるのであります。九十兆円の投資額の中で、たとえば道路であります。六十年を目標に一千万キロの高速自動車道路、五十二年に三千百キロを目標にして十九兆円組まれております。あるいは新幹線関係では六十年七千キロで、五十二年九百キロ、七兆八千五百億、港湾整備の関係が三兆一千九百億、その他工業用地であるとか工業用水であるとか電源、ダム、そういうものを加えますと相当大きなウェイトになります。おおむね九十兆円の四、五割になるのじゃないかと思ひます。これに比べて農漁村関係は五兆五千五百億円しかないのです。全体の約六割ですね。厚生福祉関係を見ましても一兆八千二百億円しか見ていない。全体の二割です。住宅関係を見ましても六兆八百億円しか計上されていない。産業基盤強化関係には相当思い切った投資が予定されておるけれども、国民生活上の向上のための、あるいは過疎過密が問題になっておる農漁村対策あるいは厚生福祉関係という投資は非常に少ないのです。もう少し生活優先の投資に切りかえるべきではないかと思うのですが、経済企画庁長官の見解はどうですか。

○小坂国務大臣 たいだいま御指摘のように九十兆円の内容はなっております、そのとおりでございますが、そこで、公共投資が多いということは一般の市民生活とかけ離れていくではないか、大企業優先ではないかという御指摘が一つございまして、その点についての見解をまず申し上げたいと思ひます。

いまの経済社会は大体公共投資によって仕事が多くなります。面と私企業の設備投資による面とございます。私企業の設備投資による面は非常に大企業が多いのでありまして、大体六〇％、四〇％くらいの割合で大企業中心と言へると思ひます。そこで公共投資の場合でございますが、これはむしろそれが逆になりまして、中小企業の活動分野が広がるというふうに学者の分析では出ておるのでございます。

そこでわが国の今後を考えてみますと、やはり

交通、通信のネットワークをよくして、そして地方にいろいろ投資を分散せしめて、また工業も公害をまき散らすような範囲でそうした種類の工業を地方都市にいろいろ入れていくということを考えますと、やはり道路であるとか鉄道であるとかあるいは港湾であるとかいうようなものをもっとよくしていかなければならぬというふうに私は思ひます。

農業投資につきましても、これは何と申しましても土地改良が中心になるわけだと存じます。農業の自給率、これはいま米で大体一〇六割くらいに、たとえば大豆のような非常に自給率の低くなっているものを上げていくとか、そういうようなことはいろいろございましょう。しかし、そういうようないろいろな農業生産物の生産条件をよくすると同時に、やはりできたものを非常に有効な流通過程に乗せるということもまた必要でございまして、その面ではやはりそうした流通を便利ならしめる道路とか鉄道網とかあるいは通信のネットワークとか、こういうものをよくするということもこれはあわせて必要なのでございまして、そういう観点から、われわれ全体の資合性を見てこの九十兆という投資内容をつくっておる次第でございまして、決して大企業優先というようなことではないわけでございます。

○福岡委員 そうおっしゃいますが、大企業優先なんです。それはあとで具体的に幾つかの問題を取り上げて説明をしたいと思うのですが、ここでは、九十兆円の投資内容があまりにも生活面が少くない、あるいは農漁村関係が少くない、あるいは福祉関係が少くないということだけを指摘をしておきたいと思ひます。

そこで、この一千万キロ高速自動車道路、七千キロ新幹線、こういうことが日本列島改造論に書いてある。それがそのままこの経済社会基本計画に採用されておるのであります。そこで私は一つ問題を提起して見解を承りたいと思うのですが、この三月十四日に産業計画懇談会が一つの提言

をいたしました。そこでこういうように述べております。「われわれの第四章に述べていることが仮にも真実に近いものなら、」謙虚に書いておられますが、「いま世間に通用しており田中総理の『日本列島改造論』にも引用されているところの『昭和六十年のGNPを三〇八兆円とみる見方』を基本とする一連の数字は、完全に根拠を失うことになる。これは当面の政策問題としても極めて重要な意味を持つことであるから、我々が第四章に述べるところは間違っているのか、いないのか、責任ある方面の責任ある研究を、これは国民の名において、希望したいと思ふ。」と、こう指摘しておるのです。この産業計画懇談会が提言をしておる個々の中身につきましては、あとで二、三の問題につきましても取り上げて見解を承りたいと思うのですが、ここでは列島改造論というものがいかに根拠の薄い、ある意味では間違つたものであるかということが指摘されておるわけであります。

そこで、中身はあとでやりますが、私がここで伺いたい点は、二月十三日に閣議決定をした経済社会基本計画とこの産業計画懇談会が提言しておるものと比べてみると相当大きな隔たりがある。そこでどういうようにこれを受けとめるかというその見解を伺いたいのではありません。この提言はただ単に提言であつて歯牙にもかける必要がない、そういう態度を持つておられるのか、貴重な提言として経済社会基本計画を修正するための検討を始めるという考えなのか、その他あるかもしませんが、この産業計画懇談会の提言というものを、つまり日本列島改造論に採用されておる一連の数字は根拠なきものとして指摘されているだけども、その辺を一体どう受けとめておられるかという点を長官のほうからお伺いたいのではありません。

○小坂国務大臣 産業計画懇談会の提言は、私も私どもが問題といたしております資源の有限性、そして環境問題の重要性、そういうことを十分に考えました非常に貴重な提言であつて、私どもの経済社会基本計画の線にも一致する、こういうふう

うに私どもは理解をいたしております。ただ、田中総理の列島改造論の際に、やはりあれは個人の提言であつて数字的に詰まっていらない点があると申し上げましたが、それと同様な問題がやはり計画懇談会の提言にもあるように思われるわけでございします。

具体的に申し上げますと、この懇談会の提言は、昭和四十七年から一〇％の割合でGNPが増えていく、こういう想定をいたしておりまして、六十年想定で二百三十一兆円というふうになっておるわけでございます。田中総理の列島改造は名目で三百兆でございます。私どもの経済社会基本計画は、これは五十二年まででございますが、先ほど宮崎局長のほうから申し上げましたように、コスモ・モデル——コンブリヘンシブ・システム・モデルというものを略して言う言つておるわけでございますが、コスモで申しますと百五兆円になるわけでございます。政策を急に変わる政策急転型で試算いたしますと百二十兆円程度である、そういうことが出ておりました、まあ政策を急に変えていろいろなヘッジを起してはいけないというので、私どもはこのコスモの計画を基礎として計算いたしておるわけでございしますが、これから見ますとまだ計画懇談会の提言は数が大きいのです。そういう問題がございします。

それから、いわゆるネガティブ・リスト、ポジティブ・リストというものををつくりまして、これから急速に生産をやめてしまうことが望ましい産業を幾つかリストにしてあげて、これをネガティブ・リストとしておきます。それから、これから大いにやていかなければならないものをポジティブ・リストとしておきます。ネガティブ・リストに入つた産業を一体どういう過程でそういう方向に持っていくたらいいか、これは政策上非常にむずかしい重要な問題をはらんでおるわけでございしますが、そういうものに対する詰めがないし、われわれ政府当局をおあずかりしている者からするとむしろそのことが非常に政治上重要な問題でございします。で、こういう点が今後検討を要す

る点だというふうに私も思っております。

しかし、冒頭に申したように、非常に資源が足りなくなるぞとか、あるいは環境問題がたいへんに重要であるとか、そういう点を指摘されたことは私もその考えと一致しているところである、こう理解しておるわけでございます。

○福岡委員 資源、環境問題とは別に、たとえばこういう大きな開きがあるものであります。日本列島改造論では昭和六十一年の貨物の輸送量は二百億トンと想定されておる。経済社会基本計画では昭和五十二年の貨物輸送量は九十五億トンと想定されておるわけでございます。これを六十一年に引き延ばしていきましますとおおむね二百億トン程度になる、こういうわけですね。ところがこの産業計画懇談会が提言をしておりますのは、日本列島改造論に示された数字二百億トンの四〇〇程度にしかすぎない、こういっておるわけですね。一方では二百億トンの貨物輸送量、産業計画懇談会の計算によれば二百億トンの四〇〇多なら八十億トンでしかないのです。こうなつてまいりますと、さつき指摘しました九十兆円の投資額が問題になってくるのです。道路関係に第七次五年計画では十九兆円と、予備費の調整費ですか、五千億ありますから、総額は十九兆五千億、鉄道関係の投資額は七兆八千五百億円になっておるでしょう。これは昭和五十二年の貨物輸送量が——これは旅客のほうもあるわけですが、貨物輸送量だけでい

えば九十五億トンという前提の上に投資額が計算されておるのです。昭和六十一年が二百億トンという前提で投資額が考えられておるわけなんです。もしそれが八十億トンということになるんならばこれだけ膨大な投資は必要としませんね。長官は環境なり資源の問題を指摘されたのですが、交通面においてこれだけの相違がある。二百億トンに対して百八十億トンとか二百十億トンとかいうようなわずかの差ならば、将来のことであるし、若干予測したい面もあるかもしれないけれども、二百対八十ではあまりにも開きが大き過ぎると思

うのです。あとで交通政策は触れますけれども、ここでは昭和五十二年における経済社会基本計画が見込んでおる九十五億トンという貨物の輸送量は一体正当だといまでも考えておられるのかどうか。あえて言えば、この九十五億トンは輸送することが可能であるのかどうか、そういうめどをつけられておるのかどうか。長官、どうですか。

○小坂国務大臣 実は先ほどまえに申し上げたのでありますけれども、産業計画懇談会のいっおられますのは、一〇〇の割合でGNPが伸びていくという考え方でございまして、そういうふうには伸びていくならばともそんな貨物輸送量では済まないと思ひます。

それからもう一つ問題は、そのように非常にネガティブ・リストをたくさんつくつて、生産を急激に縮小していつて、そうして経済成長率一〇％、すなわち六十年には二百三十一兆円にGNPが必要がある、問題点があるというふうに思ふのです。もっと率直に言いますと、一次産業、二次産業、こういうものの生産は急激に減らしてい、しかし全体はふえるということになれば、それ

じゃ三次産業を非常に膨大にしなければならぬという問題が出てくるわけですね。いま三次産業の占める割合は非常に大きなものになっておりますけれども、しかしこれよりもきつた、計画懇談会の提言のような速度で三次産業がふやせるものかどうか、これは大いに検討を要する点だと思つております。これもまた冒頭に申し上げたこと

に返るわけですが、これは、やはり十分なそういう計算の手を持ちませんとなかなか数字が出てこないという点は私も十分お察しした批評をしなければならぬので、この数字が合わないことを私はことさらに声を大にしてあげておるつもりはございません。しかし、そういう御指摘があれば

ございませぬ。しかし、そういう御指摘があれば、そういうことでございませぬというのを申し上げる、そういう消極的な意味で、私は政府の考えている点にもう少し懇談会の方々も注目をいたしてい、やはりいいことであれば、目的はいいことな

んですから、両方で寄り合つて問題を詰めていただくといいことが望ましいというふうに思つております。

○福岡委員 寄り合つて詰めてもらいたいと言ふ。他人事じゃないですよ、長官。経済成長率を幾らに見るかというの、これはいろいろ議論があるでしょうが、産計懇もいまの経済社会基本計画もそんなに違いやしないのです。中身を個々に比較すると相当の違いがある。断つておきたいのですが、ここで引用しておる産業計画懇談会の提言、これは結論に対して私も相当強い意見を持って居るのです。しかしそれは別にしまして、いまここで引用しておりますのは、いかに二月十三日の閣議決定の経済社会基本計画があいまいであり、ずさんであるかという点を明確にしようとしておるわけなんです。先ほど申し上げましたように、わずかの輸送量の差ならばこれはさして問題はない。ところがこれだけ大きな差があるのに、これを前提にして輸送関係の投資をやつていく。申し上げましたように、道路と鉄道、港灣を合わせますと三十兆円をこえる金額でしょう。九十兆円の三分の一をこえる投資をいまい前

提のものにやるといふことは許せん。一体その辺どう考えるかということなんです。○小坂国務大臣 輸送量の問題は担当の局長から詳しく申し上げますが、全体として申し上げられることは、私どものほうの基本計画の六十一年を想定してのGNPは百八十五兆円程度でございまして、産業計画懇談会は二百三十一兆円ということ

をいっておるわけでございます。非常に大きな差があるわけでありまして、産業計画懇談会のほうが大いなのです。大きい計画を出しながら輸送力が非常に少なくなるというところは私どもには解せないわけでございます。

○官崎(二)政府委員 確かにこの経済社会基本計画におきまして、貨物の輸送トン数については五十二年九十五億トンというところで想定いたしております。これはGNPあるいは産業構造その他を

変数といたしまして推定したものでございまして、従来に比しますと伸び率は低下をいたしておりますが、しかしそんなに下がってはおりないというところでございませぬ。こういった交通需要を考えたが御指摘のように交通投資の数字も考えられておる、こういう形になっております。

いま長官の御答弁がございましたが、産業計画懇談会の方でお出しになった輸送量の大幅な減少という形は、おそらく産業構造の非常に大きな転換を考へて、そういった形から出てくるものとわれわれ考へておりますけれども、しかし八十億トンくらいで済むということとはなかなか、どうもそういう形にはちよつと数字が出ないわけでございます。この辺の長期の見通しについては、先ほど申し上げましたように計画としてフォローアップという形でこれからもう検討を進めてまいります。また、この五十年につくられるという新しい国土計画でも議論になることでございませう。しかし、今後五年というところで見込んでいく限りは、大体この九十五億トンと推定いたしました輸送量というものはそう大きく狂うことはないのではないかとこのように考へておる次第でございます。現在若干、GNPのほうはむしろこの計画の趨勢線より上回つておりますので、これをどのようにこの趨勢線に近づけていくかということとをわれわれは考へておるわけでございませうが、従来の経験等からいいますと、輸送量の見通しについてはまあ大体このくらいのところに来るのではないかと、こう思つておる次第でございませう。

○福岡委員 依然として重化学工業中心の産業政策ということが前提になっておるのじゃないか。いまお話しのように、産業構造の改革をやつていかなければならぬということを産計懇が提言をしておるのですから、その方向に従つていけば輸送量はこれよりも相当減るはずであるということとは間違いないですね。

その論争は別の機会に残すとしてしまし、それじゃここでお願いしたいのですが、九十五億トンがそんなに変わらないという見込みだとおつ

しやる前提でお伺いするのですが、それならば昭和五十二年に九十五億トンを輸送可能であるとなつたのはお考えであるのかどうか、結論をまず最初に聞かせていただきたい。私は不可能だろうと思うのだが、その理由はあとで申し上げます。どうですか、これは。

○宮崎(仁)政府委員 この点につきましては、関係各省それから各方面の専門家等のいろいろの御意見も伺いまして推定をいたしましたものでございまして、またそれに見合つたようにこの交通の投資等も考えていくということで斉合性を保つたつもりでございます。したがって、この九十五億トンと申しました輸送は可能であるという前提のもとに計画がつくられておる、こういうことでございます。

○福岡委員 それじゃお伺いしますが、局長いすか、九十五億トンの貨物輸送は可能であるとあなたはおっしゃった。それならば私は、こういう問題はどうか解決するかというのを二、三お伺いしていきたくと思うのです。いいですね。

この基本計画に従いますと、一四四ページに輸送機関別のシエラが書いてあります。昭和四十六年、鉄道で、トンキロで申し上げますと一八・七兆、それが五十二年には一四・三兆、若干下がりますね。自動車は、同じくトンキロなんですが、四二・九兆で、昭和五十二年には四四・〇兆、海運は三八・四兆が五十二年には四一・七兆になる。トン数で申し上げますと、鉄道で四・七兆しか荷物を昭和四十六年には運んでない。昭和五十二年にそれが若干ダウンしまして三・一兆、自動車は四十六年に八九・四兆、五十二年に九〇・一兆、海運は五・九兆が六・八兆、こう想定されておるのです。そうなるまいりますとこれは自動車輸送中心ということになります。自動車輸送中心ということになりますと、昭和五十二年度にどれだけの自動車が必要になるか。これは旅客も含めてであります。同じくおたくの資料に、この経済社会基本計画には三千百七十二万台自動車の保有台数がある、こうおっしゃるのです。三

千二百万台近い自動車がこの日本列島にあふれることになる。いいですか、その場合に燃料はだいたいどうぶか、公害はだいたいどうぶか、運転手はどう考えられておるのか。局長、どうですか。

宮崎(仁)政府委員 まず第一の燃料の問題でございますが、石油の精製量につきましては、やはりこの参考資料に出ておりますのであらんのとおりだと思ひますが、三億キロリットル、この中でガソリンが、まあ得率を一定として約二割程度だと思ひますが、そういう形でやはり若干ふえてまいるのでございまして、これは供給できるという考え方でございまして。

労働力の問題、公害の問題ということになります。その計画でかつちりした数字を詰めておりませんのでなかなかむずかしい点がございまして。特に公害については、大気汚染については一応ここである程度の目標を出しておりますが、しかしNOXについての数値はこの計画でははつきり出しておりません。この辺は環境庁のこれからの施策に待つということと考へておるわけでございします。それから労働力については、総体としては考へておりますけれども、トラック等の労働力というものがどういふ形になつてくるかということになると、それは若干問題はあろうというふうになつておるかと考へております。

しかし、この輸送需要にもございしますように、当面五年間の産業構造その他いろいろの面から、鉱工業生産、GNPという面から推定してまいりますと大体こんな形にならざるを得ぬのではないかと、こういうことで計画としては出したわけでございまして、確かに長期に見るとそういう方向でいつまでやれるのかという御議論はあると思ひます。そういう面から超長期の展望も出したわけでございしますが、こういった問題については政策

急転換型とか趨勢延長型とかあるいは選択可能なバランス型とか、いろいろケースを出しております。で、むしろこれからどういふふうなこれを選んできいかということの問題になるのだ、こういうことで考へておる次第でございします。御指摘のよ

うに環境、公害あるいは労働力というような制限が今後非常に強まってくるということをわれわれも頭に置いて今後考へていかなければならない、こう申し上げる次第でございします。

○福岡委員 これは責任ある答弁だとは言えぬと思ひます。

ガソリンの問題ですが、世界の総輸出量が昭和五十五年十二・五億トンしかない。あなたがおっしゃたように計算を積み上げていきますと、日本の消費予想量は燃料を含めまして六億トン、そうすると全世界の石油の総輸出量の四八兆は日本が輸入しなければならぬ。局長、責任持てますか。

○宮崎(仁)政府委員 石油につきましては、確かに御指摘のように非常に資源的に最近また問題が出てきておるということもわれわれも承知をいたしておるわけでございします。そういうことを踏まえながらこの五十二年の数字を三億ないし三億五千万キロリットルという程度に想定をいたしておるわけでございまして、昭和六十年にどのくらいになるかということになりますと、選択可能なバランス型で大体五億キロリットル程度、こう想定いたしておりますが、しかしこれにしても相当たいへんである、いろいろ問題があるということはこの計画の中でも書いておるとおりでございまして、いわゆる省資源、省エネルギー型に思ひ切つて転換をはかつていかなければならぬということとは十分意識しておる次第でございします。

○福岡委員 トラック輸送の日本が一番大きいのは何といひましても日通でしょう。日本通運がどういふように運転者のことを予測しておるかといひますと、ここにパンフレットが出てきております。「運輸労働力のはなし」というので、簡単にくずしてあるのです。一々読みませんが、このままいくと昭和六十年に十二万人不足するといふのです。十二万人のプロドライバーがトラックで不足をする、こういうのです。計算どおりにいくと昭和六十年には四百三十万人のプロドライバーが必要となります。これをいろいろくふうをい

たしまして、可能性その他の問題もあつて二百万人程度と抑えてみて、なお十二万人足らぬ、こういつておるのです。あなたはさきき燃料あるいはその他の問題にも関連して言われましたが、何とか努力をしていきたい、あるいは今後対策を考へていきたいと言われるんだけれども、そういうあいまいなこととてこういう計画を組んでおられるのは問題ですね、これは。不可能なことを計画立てたつてだめじゃないですか。産計懇が提言をしておるように、総輸送量というものをある程度圧縮するように産業構造を改革をしていくという、そういう道筋が取り入れられなければならぬ時期に

来ておるんじゃないですか。どうですか、局長。

○宮崎(仁)政府委員 長官の御答弁もありましたように、産計懇のこの指摘されたことは、非常に大胆に、しかも率直に方向づけを出されたということで、私もその評価をいたしておるわけでございします。たとえば、あのネガ・リストにございしますようなものが全部現状どおりになるということと考へておられます。そういう形では、はたしてあそこ考へられておるようないろいろの福祉的な面に資金を出したり、そういうことができるのかどうか、その辺が全体としては数値的な斉合性を求める場合に重要な問題になるわけでございします。この五年については私もそれでやつたわけでございしますが、さらに長い期間についてどうか。特にいま御指摘のありました労働力について、昭和六十年トラックの運転手がどうかということになりますと、私もそれについてはまだ十分検討をしておるというわけではございません。したがらして、不確かではないかと言われればそのとおりだと申し上げるしかないわけでございしますけれども、労働力についてももちろんこの五年については十分の推定をいたしたわけでございまして、年齢別あるいは職業別に検討いたしました裏づけをもつて出したつもりでございします。で、詳しくどれが何人というようなことは作業としては出しておりませんが、そういうこと

○福岡委員　ここで労働力の問題をこれ以上争つてみてもいたし方ないかとも思うのですが、決定的にプロドライバーは不足をしてくる。三千二百万台の自動車を動かす。これは自家用車もあるのですが、営業用関係のバス、トラックを動かすためのプロドライバーというものは決定的に不足をする。だから、自動車輸送に重点を置いておられるいまのこの経済社会基本計画の考え方というのは鋭感を来すということだけは明確に指摘をしておきたいと思うのであります。

道路の關係でもう一つ、經濟性の問題を私は取り上げたいと思うのであります。これは伊藤善市東京女子大教授が指摘をしておるのですが、高速道路の建設に必要な電力などのエネルギーは鉄道建設に比べて四倍かかる、こういうのです。自動車で一トンの荷物を運ぶのに必要なエネルギーは鉄道輸送よりも六倍かかる」と試算される、こういっているのですね。乏しい資源、乏しいエネルギーなんです。國際的に資源問題が非常にやかましくなってきたときには、自動車輸送を中心にやまして考える、そういう結果、鉄道建設よりも四倍のエネルギーを費やして道路を建設をする、あるいは一トンの貨物を運ぶのに自動車は鉄道の六倍のエネルギーを消費するという、そういう政策がはたして妥当ですか。長官、どうですか。

○小坂國務大臣　今日の鉄道の状況を見ますと、福岡委員御承知のように非常に赤字でございまして、そこで私どもは、新幹線というものを今後大いに伸ばしていくと、鉄道の持つ役割りというものは都市の通勤通学、地方都市間の連絡、それから長距離の旅客輸送ということにいたしまして、他をトラックに持っていくと、こういう計画を立てておるわけでございまして、全国の新幹線網といふのもさような発想から来ているわけでございいたします。

そこで、先ほどトラックのドライバーの話が出ましたけれども、今日のトラックの状況を見ますと、これはもうよく御承知のことだと思いますけれ

ども、自家用トラックというものが非常に多いわけでございますね。営業用トラックというものは非常に少ない。今後ドライバーとしてやるということよりも、やはり営業マンそのものが自動車を運転できるというような、そういう想定を私どもはやっているわけでございまして、そういう面で先ほど局長の申し上げました数字を考えているわけでございますが、しかしいまから十二年後に絶対おまえ保証するかと言われると、それは多少のあれはあるかもしれませんが申し上げるほうがいいは正直かもしれませんけれども、私どもはそれでたいした大きな違いはあるまい、それは可能な数字である、かように考えているわけでございます。

○福岡委員　私は可能でないと思う。いまの長官のお話も、まとめていえば期待、可能性ということを言われておる。そうありがたい、そうなつてほしいという期待感を含めて言われておるわけですね。たとえば営業マンがプロドライバーになれるとあなたが幾らお考えになつても、そういうように社会が動かなければだめでしょう。しかもいま私が問題提起をしておるのは、自動車輸送と鉄道輸送の経済性を取り上げておるのです。国際的に資源問題がやかましくいわれているときに、申し上げましたような不経済なやり方をやっていいのか。どうですか、長官。

〔委員長退席、天野光委員長代理着席〕

○小坂国務大臣　たとえば東京都内の通勤通学を考えると、やはりこれは鉄道による輸送のほうがはるかに効率的であるということ、を私ども考えておるわけであります。ただそういう幹線網以外のところで交通を至便ならしめようとする、これは道路交通のほうがいいのではないかと、こういうことを考えまして、高速道路の考え方あるいは産業道路あるいは主要交通道路の考え方を、いま鉄道輸送と自動車道路と並行して考えているわけで、鉄道は、いまあるところですでに採算ベースに全く乗らないような路線が幾つもあつて、これを強化するよりは、これを強化するよりは

さらに道路のほうに重点を置いたほうがより国民経済的に見てよいのではないかというのが私どもの発想の根本でございます。

○樞閣委員 おっしゃいますが、新幹線と高速自動車道路と並行して建設されておところが相当あるでしょう。いまの御説明と一貫しないじゃないですか。

○小坂國務大臣　これは場所によって並行する場所もございますけれども、主として通りますその地区、地区を考えてみますと、たとえば東北の自動車道と東北新幹線と、これは東北へ行くということにおいては並行しておりますかもしれないけれども、やはりその通過する地点を考えてみますと、それぞれの地点でそれぞれの必要がありまして、それに適合するということを考えて行なわれておるわけだと存じます。

○福岡委員　これも並行線の議論かもしれないのですが、どうも長官の説明ではわれわれは得心できないですよ。あらゆる角度から検討してみても自動車中心の輸送体系というものは不可能である、私はこう思うのですよ。これは私だけではなくて、もう一つだけ、第三者の意見が出ておりますから、それを披露して次へ移りたいと思うのですが、法政大学の力石定一教授がこういっているんですね。交通麻痺や自動車公害はひどくなり、自動車輸送を押える時期が来たことはわかりきっていることだ。この際、政府は、道路計画のうち、国土縦貫の高速道路部分の建設は全部削除し、県道や町村道、生活関連道路に限定すべきである。」こう述べておるのですね。ですから私は、三千二百万台もの自動車をこの狭い日本列島にあふ

れさせる、交通事情も悪い、エネルギーも消費する、あるいはプロドライバーが非常に不足をするといわれている、そういう無理な輸送体系を考えたおる経済社会基本計画は再検討されなければならぬ、この点を強く指摘をしておきたいと思うのであります。

もう一つ、交通問題について、ついからですから見解を明らかにしたいと思うのですが、七月三日

の説完新聞にこれは出ておるのですが、見出しが
こう書いてあるのです。『今秋着工の本四架橋 漁
業、壊滅的な打撃 瀬戸内調査団が報告書』と。
経済企画庁長官、この新聞読まれましたか。これ
は京都大学はか十八の大学の若い教授が中心に
なって調査をしておるのですが、このままで本四
の三本の橋がかけられるとすれば漁業は壊滅的な
打撃を受ける、こういっておるわけです。これは
ゆゆしき一大事なんですね。これに対して長官は
総合開発という立場からどういう御見解でしょう
か。

○小坂國務大臣　総合開発という立場といつて御質問がございましたけれども、これはやはり建設大臣、それから環境庁長官、それから農林大臣、そういう方々の意見を私十分伺ひまして、その上で公式に私の意見を述べさせていただきますと思ひますので、いまちょっと私だけの考え方を申し述べることとは差し控えさせていただきますと思ひます。

それから、先ほどもっとトラックの問題で申し上げましたが、これは意見ではございませんで、ただ御参考までに申し上げておきたいのであります。今日、自家用トラックというのは実に九四％を占めておりまして、五百四十万台ございます。営業用トラックが六％、三十九万台でございます。この形がいいのか悪いのかということは問題でございます。しかし、営業用と、他のいろいろな業種をやっておる者が自分でトラックを持って運転しておるという実態はこういうふうになっておるということを御参考までに申し上げます。

それからいまの自動車が多過ぎるではないか。これはもう私もそう思っております。今日非常に光化学スモッグの原因になるような、こういう排気ガスをまき散らすような自動車というものをこのままにしておいていいとは思いませんので、やはりマスキー法というようなものを相当きびしく考えてやるということなどもそうでございまいしうけれども、全体として道路の容量なりあるいは

空気をよぶすよし方というものの、人間環境の保全という見地から見ても、この自動車の現在のふえ方というものは考えていかなければならぬという点は私も同感でございます。

○福岡委員 本四の架橋の問題はあとで、それでは環境庁なり建設省から何ぶんの見解を表明していただきたいのですが、いま小坂長官は、あたかも運転手は御心配ないですよというために説明になったと思うのですが、日通はトラック輸送の専門家ですよ。あなたよりは詳しいと思うのです。そこが十二万人も足らぬということをやっているのに、あなたが自家用車であるから心配ないのだという要らぬことを言う必要はないのです。深刻な運転手が不足する事態が出てくるということだけは言っておきたい。

それから、これも長官が持ち出されましたからついでに聞きたいのですが、通産省お見えになっておるでしょう。一体日本の列島の中で、道路整備その他の事情も勘案しながら、自動車の保有台数の限界はどの程度だとお考えになっておられるのか。自動車生産についての一つの行政指導をやっておられるのかどうか。現状と将来について説明していただきたいと思います。

○中村説明員 ただいま御質問のございました点でございますが、適正な保有台数という点はいへんむずかしい問題だと思ひます。経済社会基本計画では三千七十万台という想定がされております。私どももこの計画年度の想定としては妥当な数字と考えております。私どもも、今後の生産の考え方、そういうのにあたりましては、この保有台数を一つのめどにして考えていきたいと思っております。

○福岡委員 答弁にならぬですよ。三千七十万台が妥当だとおっしゃった。それから、適正な自動車の保有台数はなかなかむずかしい、こうおっしゃった。適正な自動車の保有台数を算出するのがむずかしいとおっしゃりながら、三千七十万台は適当だ。どういう根拠があるか。それともう一つ、適正な自動車の保有台数とい

うことと、この限定されておる日本列島の中に何万台が限界なのかという限界値があると思うのですが、通産省はその適正値と限界値というものを検討しておるかどうか。またそれに基づいた行政指導はどのようにしておるか。

○中村説明員 答弁が不足の点はおわび申し上げます。

適正な保有台数はむずかしいと申し上げましたのは、道路の容量とか公害の問題とか資源の問題とか、そういう非常にたくさんある要素を考慮していかなければならないかと存するわけでございませう。そういう意味で日本としてどれだけほんとうにリミットなのかということはいへんむずかしい問題だと申し上げたわけでございませう。ただ、申し上げましたのは、計画年度として三千七十万台という数字は一つの目標として妥当ではないかということをおし上げたわけでございませう。保有台数がどの程度がリミットかという問題は、通産省が産業サイドではじき出せる問題でございませう。経済企画庁が中心になろうかと思ひますが、関係省庁からいろいろお教えを受けながら、われわれとしても一つの数字を勉強してまいりたいと思っております。

○福岡委員 この問題もまだたくさん問題は残るのですが、この程度にしておきたいと思ひます。そこで、さっき残りました本四架橋の問題ですが、環境庁と建設省は一体どういってお考えなのか。

○山村説明員 お答えいたします。

環境庁といたしましては、本四架橋の問題に限らず、環境に影響いたしますような公共事業につきましては、事前に事業施行者に種々の環境への影響に対して調査させまして、その結果に基づいて、その事業の実施の是非、あるいは計画変更、あるいは適正な工法等について評価をしてみたいとい一般的に考えておるわけでございませう。御指摘の本四架橋の問題につきましても、すでに本四連絡橋公団に対して、水質、環境に与える影響あるいはそれに関連する調査を実施するよう

具体的な指示をいたしております。また最終的な報告をいただいておりますが、いずれにしてもその公団の行ないます調査結果を評価していききたいと考えておるわけでございませう。最終判断におきましては御指摘の研究報告も十分尊重して結論を出したい、かように考えております。

○大津留政府委員 私も新聞で拝見いたしました。たいへん重大な問題であるというふうに考えたわけでございませう。本四連絡橋公団におきましても、この架橋が環境に与える影響ということはいへん重大な問題でございませう。いろいろな角度から研究しておると思ひますが、その研究の結果を待ちまして、そういう影響を最小限度にとどめるようなくふうをすべきだというふうに考えております。

○福岡委員 慎重な配慮を要望いたしまして、この問題はどの程度にしておきたいと思ふのであります。

次は、農業問題と列島改造といひますが、経済社会基本計画などの関係を説明したいと思ふのですが、一九七三年の農業白書を読ましていただきました。その要点を整理してみますと、農業が非常に下降線をたどつておるということに尽きるわけでありませう。たとえば五つ、六つの点をあげますと、農業生産が前年度に對しまして四・六％減少しておる。これは三年連続の減少であります。その反面輸入が増大しておる。自然、自給率は低下する、これが一つであります。二つ目には、農業総産出額は四兆三千三百億圓、対前年五・二％の減であります。それから第三は、専業農家が著しく減少し、兼業農家が全農家の八五・六％にも及んでおるという点であります。第四は、農業就業人口の減少でありまして、同時に高齢化、女子化が進行しておるということでもあります。第五の点は、農産物価格が上昇鈍化した反面、農業用資材の価格がはね上がつて経営が非常に苦しくなつておるという点であります。第六の点は、自立経営農家、これは農林省では昭和四十六年度で年収百七十万円という基準を設定しておるようでありま

すが、この自立経営農家が四十二年度は全農家戸数の一二・九％で、約四百四万戸あった。それが昭和四十六年には、わずかに四年間で四・四％、二十三万戸に減少しておる。協業経営のほうは一体どうなつておるかといひますと、昭和四十三年に稲作の場合で六千三百六十三組の協業組織があつたのに、昭和四十七年度では五千三百五十五組に減少しておるという点であります。

こういう農業の実態を見ますときに、日本国民の食糧問題、非常に重要な危機に直面しておると私は思ふのであります。これに對して将来、日本の経済社会基本計画を立てられておる経済企画庁としては一体どういふ御見解でおられるのか、同時に農林省当局はどういふ見解でおられるのか、まずその辺をお聞かせいただきたいと思います。

○小坂国務大臣 農業につきましては、いままで他の問題がそうでございまして、生産そのものもさることながら、今後においてはその福祉を増進しよう、いわば高福祉農村というものをつくつていこうというのが私どもの農業に関する基本的な考え方でございます。この基本計画の四八ページ一四二五のところに「農林漁業」という項目があるわけでございませうが、「農林漁業」については、生産基盤の拡充をはかるのみならず、あわせて生活環境整備を推進するとともに、農林水産物価格の安定に資するため、流通の合理化に特段の配慮を行なう。とくに、農業については、計画期間中に高効率農業が可能となる農用地面積が現状のおおむね二倍程度となることを目的に、農業の機械化や土地の高度利用の基礎条件となるほ場、基幹的な排水施設、大規模な草地、農道等の整備を進めるとともに林道、漁港等の整備を推進する。かような点を基本として考えておるわけでございませう。

なお、お話のございました自給率の問題でございませうが、私ども、この世界的な食糧不足の問題、これに對処いたしまして自給率を高めることを検討していかなければならぬと思つておりま

す。ことに最近の食糧の危機的な様相が、天候の一時的なものであるかどうか。これは学者の意見は過渡的なものという説が多いのでありますけれども、しかしそういう点を十分踏まえまして、備蓄なりあるいは輸入先の多角化なりを考えます。が、なかなかすぐれわれの国土においてつくることが可能なものについてはできるだけ自給度を高めるという方針で考えてまいりたいと思っております。

○松本説明員 農業を取り巻く諸条件が非常にきびしい中にありまして、ただいま御指摘がございましたように、昭和四十六年の農業の条件はいろいろと問題が多く出ております。ただ、四十六年につきましては米の生産調整というように米につきは圧縮をしまして、生産面を主食であります米についてありますが、農業白書にも示しておりますような問題点を、われわれとしては逐一解決をしていかなければならないというふうなつもりであるわけでございます。特に御指摘がありましたように、世界的な食糧の需給事情が緊迫化したしております。中で、日本の国内の農業生産をできるだけ高めていくというようにございまして、農林省といましては昨年秋季に農産物の需給の見直しを立てまして、それに基づきまして昭和五十七年の生産目標をつくったわけでございます。この生産目標におきましては、国内において生産可能な農産物につきましてはできるだけ国内で自給をしていくという考え方にございまして、主要な農産物につきましては八割以上の自給度をなるべく確保していきたい。一方におきまして、どうしても国内で生産が困難であります麦類でありますとか大豆等の、いわゆる耕地面積を特に大きく必要とするような農産物につきましては安定的に輸入源を確保していくというように考え方に立ちまして、国民食糧の安定的な供給をはかってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○福岡委員 小坂長官の御答弁は通り一ぺんの御答弁で、書いてあることをちよつと読まれただけ

である。深刻に食糧問題を受けとめておられぬです。よ、あなたは。それでは長官、お伺いしますが、食糧が非常に危機に直面しておるといふのだけでも、日本政府としては一体世界の食糧事情をどのように把握されておられますか。私どもが農業白書やその他政府の刊行物をさがしてみても、ロイマクラブやあるいはFAOなどの予測というものは引用されております。しかし、国際的な食糧事情というのについて日本政府の見解、見通しというものはどこにもないのだが、長官、あなたはどのように把握されておられますか。

○小坂國務大臣 一九七二年は非常に世界的に食糧が不足したと言えらると思っております。まずソ連の大量な食糧輸入の必要、そのことがアメリカ、カナダの小麦の価格を上げ、しかも輸送の船賃を上げたわけでございます。この状況は中国にもございまして、あるいは東南アジア全域にわたりました。インドにおいてあり、マレーシアにおいてあり、しかもベトナムはこれまた戦火の關係もあって、従来の輸出がままならぬという状況。しかも最近、パングラデシュの状況というものは御承知のとおりでございまして、もう実に飢えそのものが国民を襲っているという状況でございまして。

わが国は幸いにいたしまして、昭和四十六年ごろから米の生産調整を必要とするような、そういう非常な難作を実現することができました。そういう努力と、それから政府のかんがい排水の管理、土地基盤の整備、そういうものがだんだん功を奏してきたと思っております。生産調整につきまして、私さつき一〇六多と米の自給率を申し上げましたが、これは昭和四十五年の統計で申し上げたわけでございまして、これはその後生産調整に入っているわけで、これをどういうふうにして持っていくかということが今後の問題でございまして。

先ほど農林省から答弁申し上げましたように、わが国としては全体の自給度を上げようという方向でございまして。ことに昨年の食糧の不足を反映

いたしました。非常に世界各国から日本の米に対する需要が多いという情勢でございまして、これは御承知のとおりだと思っております。やはり現在西アフリカにおいて見られておりますような深刻な水不足、食糧不足、こういう状況が今日においても、この文明社会においても現実にあるのだというところを私は十分頭に置いて、やはり農

は国の大本というところはいつの時代にも私どもは十分考えていかねばならぬことであるということ。を考えながら農業問題を考えていこうと思っております。しかも、先ほど申し上げたように、農業に携わる人の生活そのものについて、高福祉農村を建設するといふ方向で、農業を営むことがその福祉につながるというように、そうした環境をもつていかねばならぬというのが政府の考えと申し上げてよろしいかと思っております。

○福岡委員 長官、七二年にどうして国際的に不足であったか、ソ連が、中国がというふうな、そういうようなことを聞いておるのじゃないのです。私がお尋ねしておりますのは、日本政府として国際的な食糧事情をどのように把握されておるか、こういうことを聞いておるわけです。農業白書やその他の政府の刊行物を見ても、日本政府の世界的な食糧の見通しというものはどこにも書いていない。非常に深刻になりつつあるということは、何となくいわれておるけれども、具体的に一体どういう見通しを持っておられるのか。それをお尋ねしておるのであります。

○小坂國務大臣 具体的に私どもはいま申し上げておるように、米の生産調整等については大いに今後検討していくという考え方を持っております。それから輸入しておる食糧については、これはやはり備蓄ということを考えていかなければならぬ。それから輸入しておるものについては……

（福岡委員「聞いておることに答えてください」と呼ぶ）答弁中ですよ。その輸入しておるものについては、この方向の多角化を考えなければいかぬし、また開港輸入を考えなければいかぬ、こういうふうに考えておるわけでございまして。日本政府

府の食糧に対する態度はどうかというところでございまして。……

○福岡委員 よく私の質問を聞いておつてもらいたいのですよ。どうするかということは、私なりの見解を述べて、あとでこれをやりたいと思うのです。

いまお尋ねしておるのは、国際的に食糧の危機が近づいておるといふことをいっておるけれども、日本政府としては一体国際的な食糧事情をどのように見通しを持っておるか、これを聞いておるのであります。

○小坂國務大臣 なお専門の農林省から答えてもらいます。私どもは、この一九七三年の問題です。七二年はそういう天候の非常な異変があった。そして天候の異変が、先ほども言ったようにこれが永久的なものか一時的なものか、これは非常に重要な問題であるけれども、一時的な問題であると言ふ人が多い。そういう認識に立っておると思ふのです。

そこでアメリカの状況は、これは小麦の植えつけはよくいっている。それから大豆についても、これは九月末の取り入れ時期には、非常にまきつける地域がふえておるから、アメリカはまねに見る難作であるといふことをアメリカはいつているわけです。それからトウモロコシが少し問題でありますけれども、これもまきつけを順調に終わった、こういうふう聞いておるわけでございまして、他のソ連とか中国とかいふ問題は、これは私どももわかりません。わかりませんが、従来大量の穀物を輸入しておるほかの国の状況というものは、今度は輸入しないではないというふうに変わるとは見ていないわけでございまして。

詳しくは農林省から申し上げます。

○福岡委員 農林省の答弁はあとでいいです。質問を続けたいと思ふのです。

小坂長官、いかがでしょうか、二月十三日に閣議決定をされた経済社会基本計画というものがあつた。お読みになったように、農業問題についても

何行か書いてあるのです。経済社会基本計画を立案するにあたって農業政策をどうするかということをお考えの場合に、世界の食糧事情は一体どういふことかという見通しが立たなければ政策も立たないでしょう。ばくばく農林省から専門的にどうこうというこまかい数字を聞こうと思つておるのじゃないのです。政策立案の基礎となつておる国際的な食糧事情の見通しはどうとらえておられるかということ、これは長官、知らぬとは言われぬと思うのです。わかつていないならわかつていないと言われざるを得ないでしょうが、何かのめどを持っていなければ政策が立案できないじゃないか。よその国がどうだこうだということを書いておるのではないのです。日本政府として世界の食糧事情はどういふ傾向にあると掌握しているか、それをお伺いしておるのであります。

○宮崎(一)政府委員 計画策定の前提といたしまして食糧の需給状況につきましては、一九八〇年を見通したFAOの報告、いろいろの資料もございましたので、こういったものをお考えに入れながら、今後における需給事情ということは、従来ほど緩慢ということではないと思ひますけれども、そう心配はない、こういう前提のもとに大体つくつておるわけでございます。したがしまして自給率等につきましても大体現状程度でいく、こういうことになつておるのは御承知のとおりでございます。確かに、御指摘のように七二年の非常な異常状態というように、特に最近また問題がいろいろ出ておりますので、これはフォローアップの一つの重要な問題としてさらに検討を続けていく、こういうことにはいたしたいと思つておりますが、策定作業の段階ではまだ申し上げましたような前提で考えております。

○福岡委員 それでは無責任です。一番私が遺憾としますのは、いま局長も引用されましたが、FAOあるいはローマクラブなど、諸外国なり他の機関が一つの見通しを持っておるものを引用されておるにすぎない。参考にはされることはけっこうです。いろいろな材料を参考にされて、日本

政府としてはこういう見通しを立てておるのだ——心配はないとおっしゃるが、心配あると書いてある。農業白書にこう書いておるでしよう。「世界の食糧需給の長期展望については、FAOの一九八〇年の世界食糧需給の中期見通しがあるが、これによると、穀物の需給は過剰基調が続くものの、牛肉、乳製品等の畜産物は不足するとの見通しを行なつておる。さらに、長期的なローマクラブの予測では、二〇〇〇年代には食料生産の増加と人口の増加のバランスがくずれ、深刻な食料不足が到来することを予測し、世界の食料供給の絶対的不足を警告している。」

〔天野(光)委員長代理退席、委員長着席〕これは農業白書が他の機関のものを引用してただけで、いろいろの材料を集めて、日本政府としての見通しというものは全然立てていないのです。局長は、たしかだいたいぶだう、こうおっしゃる。自給率もこの程度はいくのじやないかとおっしゃるけれども、現にわれわれは大豆のショックを受けておるじやありませんか。農業政策を立案するにあたってはそういう基礎的な見通しというものをもう少し明確にしてもらわなければならぬ。この点を見ましても、重化学工業中心の政策あるいは生産第一主義の政策を貫こうとしておるといわれてもいかたがたないじやないですか。国民の食生活という面があまりにも軽視されておる。これ以上基本問題を指摘してもいかたがないのですが、もう少しまじめなというか、責任ある態度で農業政策は考えていただかなければならぬ。

そこで、具体的な問題を二、三お尋ねしたいと思ふのですが、自給率が八〇％とおっしゃった、昭和五十七年を目標にする農林省は説明をしたのです。ところが濃厚飼料は四〇％程度しか自給率がないですね。食用農産物は、白書によりまして四十六年では七二％でしかない。この食用農産物の自給率を八〇％に上げていく。濃厚飼料の自給率を何％まで上げようとしておるのか知りませんが、少なくとも四〇％ではどうにもならない

ということはいえるわけですね。抜本的な農業政策が立てられなければならないのです。ところが私も心得できるような農業政策はどうも見当たらない。

ただ、農業白書の中に非常にいいことが一つ書いてある。いままでとは考え方を変えた考え方がここに述べられておるのですが、これは歓迎したい。しかし、その中身が一体どうなつておるのかということが私は問題だと思つておる。農業白書の「農村社会の動向」という結びにこう書いてあるのです。「永い歴史のもとで培われてきたわが国の農村的風土をその文化的伝統とともに永く存続・発展させていくためには、農村社会のもつ現代的役割の国民的認識と評価のうえに立つて、地域の特性に応じた農村社会の将来像を樹立し、新しい明日の農村を築きあげなければならぬ。従来、こういうことは白書に書いていなかった。これは私も大いに歓迎するところなんです。ありますが、問題はこれの中身なんです。先ほど言いましたように、美辞麗句は並べてあるけれども、農業政策に関して具体的な政策というものは非常に乏しい、この点を指摘せざるを得ないのであります。

そこで、二、三具体的な政策について聞きたいのですが、一つは、最近農地が非常に荒廃しておる。宅地、工場用地あるいは道路などの公共用地、さらには投機買いなどによりまして農地がどんどんとつぶれていっておるのでありますが、これに對して一体どういふ対策を考えられておるかということでありまして。

それから第二番目の点は、穀物については一〇〇％の自給率が確保できるのではないかと、こういう御説であります。ところが反對にこういう説もある。いままでの最高の豊作の年は千四百五十万トンであります。ところがその千四百五十万トンの生産というのは、農業や化学肥料を駆使して生産できたものであって、農業公害やその他の関係から思ふように農業、化学肥料が使用できなくなつておる。そういう事情の中で千四百五十万ト

ンの生産を再び期待することは不可能である。そこへ、減反によつて農地が相当つぶれておる。先ほど申し上げました公共用地などにも相当農地がつぶれておる。最近また農業に対する魅力が非常に減退しておる。先ほど白書の中で項目を七つばかり披露いたしましたように、農業は下降の一途をたどつておる今日の中で、再び千四百五十万トンのようなあの増産を期待することはとうてい不可能である。そう考へてまいりますと米の自給率についても樂觀することはできないのじやないか。しかも、いま小麦の輸入は五百万トンいたしております。もしこの小麦がアメリカから入らなくなつたならば主食は直ちに不足してくることになるのだが、一体今後、この農地の確保の問題、あるいは農業や化学肥料と生産の問題、あるいは麦の輸入などの問題、こういうことに対してどういふ考えを持っておられるか。

これは単に農林省の技術論じやないです。政治論として経済企画庁長官はどう考へておられるか、明らかにしていただきたい。同時に、減反政策についても再検討を加えなければならぬとささおっしゃいましたが、減反政策は来年度からやめるのかどうか、そういう点についても明らかにしていただきたいと思ふのであります。そして、この経済社会基本計画の中で農業に対する具体的な投資その他を含めた政策はどうあるのかということ、を、あわせて御披露いただきたいと思ひます。

○松本説明員 ただいま御質問がございました第一点の農地の確保の対策でございますが、農地の確保につきましては、私も先ほど申しましたような生産目標の将来からいたしますと、大体五十七年で新地が五百二十万ヘクタール必要なのではないかと考へておるわけでございます。こういうふうな必要な耕地を確保いたしますために、現在、農業振興法によりまして農業振興地域の繰引きをいたしておりますので、この計画が今年度中に一応達成される予定でございます。この振興地域に指定されました中で農用地に指定されたところを

重点をいたしまして、農地法の適正な運用によつて必要な農地を確保してまいりたいと考えておる次第でございます。

それから米の自給率につきましても、現在のような農用地、それから農業生産の悪条件というようなことを考えれば、いろいろと達成が困難な面があるのではないかと御指摘でございますが、私も米の需要については、現在一人当たりの消費の動向等からして今後そう大きくは伸びていかないのではないかと、十年先の五十七年の需要につきましてもおおよそ千百万トン程度の需要であらうというふうに見込んでおります。それでこれに必要な生産につきましても、確かに御指摘のような点もあるわけでございますが、一方におきましては農業技術の向上という点には経営の集団化、大機械の活用というふうなことに生産の確保は十分可能であらうというふうな考えをもちまして、全産を国内で生産するということは可能であるというふうに見込んでおるわけでございます。

なお、輸入食糧の中で特に重要な小麦等についてはどう考えておるかという点でございます。確かに表につきましてはその相当部分を海外から依存しておるというふうな実態でございますが、御案内のように麦類につきましては国の食糧管理特別会計が管理をいたしております。今回の世界的な食糧の不安、小麦の生産減退というふうな事態に対応いたしまして、食糧庁といたしましてはできるだけ先の品物を手当てするということで、現在までのところできるだけ今年中くらいのもを手当てしていきたいという考え方であります。さらに来年度の分についてもできるだけ手当てをしていこうというふうなことで、これは国の責任において心配のないような手当てをしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、減反政策につきましては、現在いろいろと検討をいたしておる段階でございますので、いまだこの段階で明年度の減反政策について明確にお答えすることは困難でございますけれども、私も私どもといたしましては、休耕奨励金というものは来年度からは廃止をいたしまして、転作を中心といたしまして生産調整という形を進めていきたいというふうに思っておりますが、これにつきましては政府といたしまして最終的な決定をしていくという今後の段階にまかされておるわけでございます。

○福岡委員 いま一通りの御説明は聞いたんですが、非常に農業問題を甘くとらえておる。もう少し深刻に考えていただかなければいけない。そこで、これはまた後ほど同僚議員も触れると思うのですが、ここで委員長にお願いしておきたいのは、昭和五十七年を目標にいろいろな需給の計画をしておる、こう農林省は言うのですが、品目別に自給率は年々どう改善されて、五十七年にはどうなるのかというこまかい資料を提出をしていただくようにお願いをしておきたいと思っております。

○福岡委員 取り計らいします。

○福岡委員 次の問題は法案関係について、個々の条文につきましてはまた後ほど同僚議員が触れると思ひますので、柱の部分について二、三の問点を説明させていただきます。思ひます。

まず一つは、この全国総合開発計画策定についてであります。手続と内容が非常に中央集権的であつて、住民参加の保障がないという点であります。都道府県の総合開発計画を策定する場合に都道府県議会——もちろん審議会は中央にも地方にもあるのですが、都道府県議会の議決を経なければならぬことになっております。これは第五項で規定されておるのであります。県議会の議決を経なければならぬことは、その過程におきまして関係地域住民の意見を求めることも可能であります。公聴会などの方法もとうとうとすればとれるわけでありまして、しかるに全国総合開発計画、つまり内閣総理大臣が定めるのであります。この手続は一体どうなつておるかとい

いますと、都道府県知事の意見を聞かなければならぬということが三項五項で規定はされております。しかしその意見の処理に関する規定というものは何もないのであります。意見を聞けばいいんですからね。それを取り入れるかどうか、その意見がどう処理されるかということは一切この法文に規定がないのです。これは三項五項ですね、意見を聞かなければならぬということになっておる。また、いままでの国総法では、審議会の委員には国会議員を含めておつた。たしか衆議院九名、参議院六名だつたと思うのですが、今度それを削除しておるのです。ですから私は、総理大臣が定める全国総合開発計画というものは議会の議を経なければならぬ、そういうことにするべきだと思ふのですが、長官、どうですか。

○下河辺政府委員 御指名いただきましたので私から最初御説明を申し上げました、あとで長官からお考えを述べていただきます。

新国総法の第三条には、御指摘いただきましたように全国総合開発計画の策定の手続を定めてございまして。現行法におきましては地域との関係の規定がございまして、私もいままで非公公式に知事の意見を聞きながら計画をつくつてまいつたつもりでございますが、この際、知事の意見を法律の手続によつて正式にお聞かせいたしたい、この意見を十分尊重して全国計画をつくりたいという趣旨でつくつたわけでございまして。この際、都道府県知事におかれましては、「都道府県総合開発計画」の第五条の規定によりまして手続を経た都道府県総合開発計画に根拠を置かしまして、全国総合開発計画に対する御意見をいただけるものと期待しておりますが、実務的には、この意見の交換を数回にわたつて繰り返すことによつて、都道府県総合開発計画と全国総合開発計画との調整を十分はかつた上で全国総合開発計画をきめてまいりたいということが一つでございます。

それから三項の六項によりまして、内閣総理大臣は、全国総合開発計画の案を作成する場合に、現況及び将来の見通しに関する調査を行なうことを義務づけてございまして、この趣旨は、地域の方々の御意向に対しますアンケート調査も含めまして、地域の方々の御意向を調査しながら内閣総理大臣としては全国総合開発計画の案をつくりたいという趣旨で六項をつくつておるわけでございます。

それからもう一つのお尋ねは、国土総合開発審議会におきまして委員の内容でございます。これは御指摘のように、国会議員というものが現行法では国会の指名によりまして総理大臣から国土総合開発審議会の委員として任命をされ、審議会の仕事を御願いしておりますことは御承知のとおりであります。新国総法におきましては国会議員の委員をはずしてございまして。この理由についてのお尋ねでございますが、私もいろいろと議論を重ねたわけでございまして、一つは沖縄振興開発法におきまして審議会の委員につきまして内部的にいろいろ議論いたしました際に、地域開発計画の審議会におきまして学識経験者及び行政関係機関の職員によつて審議会の運営をすることを一つ考え、国会の御審議の関係はまた別途国会の議場を通じて御意見を承ることでないかということがあつた経緯が一つございまして。

それからもう一つは、現行の国土総合開発法は昭和二十五年に制定されておまして、二十五年に制定されたときには国会議員を委員としておられなかつたわけでございまして、昭和二十七年の改定時に国会議員の方々を委員にするという改正がございまして、この改正のときの趣旨を私も十分体すべきであるという考え方でございまして、その当時担当していませんでしたが、いままでいわれておりますところでは、北上総合開発計画というふうな特定総合開発計画について特に促進の必要があるというところから一部改正が行なわれ、そしてそれに関連して国会議員を委員にするということがあつたかのように伺つておるわけでございまして、このたびの新法におきましては、その特定総合開発計画の、計画の権限を知事に

おろし、そして特定総合開発計画あるいは特定総合地域を指定することに關しまして、住民参加を得るということとどのような方式があるかということにくふうをこらしまして、指定におきます手続、そして指定後におきます計画の手続につきまして手続を定めたわけでございまして、そういうふうなことから十分地域の事情をくみ取ることができるといふことを通じて、審議会の委員の構成を定めたわけでございます。

○小坂國務大臣　いまの局長の答弁で十分だと思いますが一言つけ加えますと、この国總法というものはやはり県知事というものを中心に考えておりまして、県知事が市町村長の意見を聞いて計画を立案して持つてくるということになっております。ただ、県にまたがる場合あるいは全國的な調整を要する場合、そういう場合にはやはり全体の責任者として総理大臣がいろいろ意見を述べるという場があつても当然ではないかと思つておるわけでございます。

それから、審議会というものはやはり行政機関の補助機関のようなものでございますので、やはり立法院の議員とされては、この国会の場を通じて十分に御審議をいただくものでございます。また、先ほど答弁が局長からありましたように、地域的な問題を推進することとて、あれば、これは知事が今度为主体になるのでございますので、これはひとつ知事ということとをちらのほうに主役を演じてもらい、国会は国会という国権の最高機関としての場において意見を述べられるというふうにお願ひするほうが適當ではないかというのが私どもの考えでございます。

○福岡委員 県知事を中心にしておるとおっしゃいますが、それは見せかけですよ。それはあとで問題を具体的に指摘しますが、私がいまお尋ねをしておるのは、あるいは意見を述べておきますのは、国会に全国総合開発計画というものは何らかの形で関連が持たされなければならぬ。審議会に必ずしも国会議員を入れるというほどじゃないのですね。従来は入っておったが、なぜはずした

か。都道府県知事が計画を策定する場合は議会の
議を経なければならぬと書いてあるのに、全国総
合開発計画ではその規定がない。全く国会とは異
係がなくめられるわけですね。だから、全国総
合開発計画を策定するときは国会の議を経なけ
ればならぬということにしたらどうだというふう
に言っておるのですが、その点、長官どうです
か。

○小坂國務大臣　この国土総合開発計画法は、御承知のように国土の段階的な、計画的な発展を考へておるわけでございまして、その中に土地利用の規制が入つておるわけです。その土地利用の規制というものは、御承知のようにある場所においては二千平米、五千平米、一万平米、それ以上は届け出をするとか、知事がどうするという権限がございいます。それから特定地域、この中においてはいわゆる地価の凍結ができるということになっております。あるいは総合開発地域もございいます。そういう場合にどこの土地を指定するかというようなことはこれは県知事がやるわけで、県知事がやるということは県の議会もあるいは市町村長の執行部も議会も関与してくるわけで、そのことは当然に国会議員が全体を見る立場から、これはそういう権限があるかないかという問題とは別に、全員に関係を持つてくる問題だと思つております。国会の審議の場を通じて、そういう点に問題があればいつでも、諮問に応ずる形ではなくて、いつでもむしろ積極的に問題を提起できるわけでございますから、なまじ政府の委員になるということよりも、国会は国会としての立場で申すほうがいいというふうに私は考えます。

○樞閣委員 冒頭に井上理事のほうからあなたの水戸発言を問題にしましたが、そういう根性がいまの答弁の中にも流れているのですね。本来ならば、水戸発言はこれは重大な問題でありまして、長官を入れかえなければ審議に応じられないとわれわれはかたい決意をしておったのだが、会期も短いことだし、百歩を譲って審議に入っておるのだが、いまの御答弁は国会無視もはなはだしいで

すよ。

しかももう一つは、局長の説明があつたけれども、知事の意見を聞かなければならぬ、調査段階があるのだからと、いろいろ説明があつたけれども、知事の意見を聞き、尊重しなければならぬぐらい入れておかなければならぬのに、聞きつばなしでいいわけなんだ。

それのもう一つは国会軽視、国会と関係なくきめられる。それはおっしゃるように国会は国権の最高機関だからいろんな問題、審議できますよ。しかしそれとこれは違う。内閣総理大臣が全国総合開発計画をきめるときには、少なくとも国会の議を経るとか……。農業白書なんかも報告の義務を負って国会に報告しておるものでしょう。どうですか、長官。

○下河辺政府委員　一つの点は、全国総合開発計画の国会承認あるいは報告というふうな手続との関係の御質問だと存じますが、私どもその点で考えました点は、新国総法の第二条に「基本理念」というものをまず明らかにして、その基本理念を国会において御承認をいただきたいということが一つの考え方であります。従来の国土総合開発法には基本理念というものを明らかにされておられませんで、すべてを行政に委任するという形をとっておりますが、やはり私どもいままですてやってきた開発行政の反省から、ここであらためて国会におかれましてこの基本理念ということの確立をお願いいたしましたして、この基本理念を十分御審議いただきました上で、この基本理念に基づく範囲内に限定されて行政に全国総合開発計画の業務をおまかせいただきたいという趣旨でつくったわけでございます。

それからもう一つは、都道府県知事の意見を聞かなければならないということについて御質疑がございましたが、私どもといたしましては、内閣総理大臣が知事の意見を聞かなければならないということの規定をいただきましたときには、やはり意見を尊重するということは当然であると考えるわけでございます。

○樞密委員　いまの局長の答弁は、それはかどわかすものであって、答弁に誠意がないですよ。これはあとで明らかにしますが、基本理念は確かにけっこう書いてある。ところが内容はやっぱり産業政策優先なんです。この基本理念と具体的なあとで指摘する問題点とは一致していない。かりに一致しておるとしても、この基本理念に基づいてかくかくしかじかの計画を策定をしたいと思えますというぐらいの、当然国会に審議を求められるべきではないか。意見を聞かなければならぬ、それは当然尊重するという前提ですと、こうおっしゃるが、それならばどうしてこの法案に書かないのか。長官、どう考えられますか。非常に大切な部分ですよ。憲法にいう私権の大幅な制限もするわけですから、この計画によって、国会には全然関係なく内閣総理大臣は全国総合開発計画を策定してよろしいといまもお考えでしょうか。——こんな重要な柱については、局長に相談せぬでも答弁できぬですか。

○小坂國務大臣 いま局長から申し上げたこと以外特に申し上げましてもないわけでございますけれども、私どもは、この法律は、先ほどから申し上げておるように、やはり国土の開発というのは住民の意思というものを十分にくみ入れて、それに適合するような開発、しかも全体の計画に資合してやっていくのがよろしいと思っておるわけでございます。その地域の住民の気持ちを一審知っているのはやはり県知事である。しかしその場所についてこまかくいえば、そこに市町村長もおられるのだから市町村長の意見も聞いて、そして知事がきめていくという授權を国会が与えるというのがこの法律の趣旨でございます。それを一つ一つその場所について国会が介入したらどうかという御意見のようにもとれるのですが……。

「そんなことはない」と呼ぶ者あり）そうでございませなければそれは別に問題はございません。問題はございませんが、それであればなおのこと、それは市町村長の意見を聞いて知事が案をつとめるということではいかがなものかということをして

局長から申し上げましたが、私もそれでよろしいのではないかと、こう思っておる次第でございます。
○福岡委員 いまの御答弁では得心できません。これは重要な問題点なのであります。しかし、この問題だけやっております時間も経過しますもので、この問題は重大な問題として保留しておきたいと思ひます。

次の問題は——もうちょっとです、もう一時間もかからぬです。非常にこの法案は総理大臣の権限が強く規定されておるわけでありませう。本来、都道府県が自主的に決定すべき土地利用計画あるいは特別規制地域の指定、特定総合開発地域の指定等につきましては内閣総理大臣が全面的に承認、これは六条三項に規定してあります。それと指示、これは十四条一項によつて強力な指示を行なうことができる。特別規制地域に至つては、都道府県知事が指示に従わない場合、規制の緩和まで含めてみずから措置することができるといふ、きつめて強い権限を総理大臣に与えておるわけでありませう。そうである。都道府県の計画なり地域指定について、かりに全国的調整等の必要があるとしても、それは、承認権あるいは指示権は、助言または勧告の権限に改められるべきではないかと私は思ふのであります。内閣総理大臣みずからが知事にかつて措置を講じようとする場合は、たとえば地方自治法百四十六條に規定する慎重な手続をとるべきではないか。あまりにも内閣総理大臣の権限が強く規定されておる点が問題だと思ふのであります。長官、どうですか、それは。

○小坂國務大臣 この点は、私は実はそう思つておりませんでございまして、やはり内閣総理大臣は国の最高の責任者として、問題の責任に任ずるわけでございます。したがつて、やはり国の関与というものはある程度必要であるということでございます。この法律は、たびたび申し上げますように、都道府県知事というものが主体になつて、地域住民の意向というものを考えながら、しかも国全体の開発計画というものを推進していく

という点で主體的な立場に立つわけですね。それは法律の一貫して流れる精神でございます。しかし、さりとてそれじゃ国の最高責任者の総理大臣はこれに全然無関係でいいのかといへば、それはいいかない。それは総理大臣として当然責任を負う立場から関与はある程度必要である、こう私も思つております。

○福岡委員 ある程度の関与ではありませう、長官。申し上げましたように、内閣総理大臣がやると思へば何でもできるのです、知事の意見とは関係なく。そうでしょう。関与なんというものは、六条三項あるいは十四条の一項、十四条の二項を読んでもらいたい。関与などというものは、ないでしょう。絶対権ですよ。知事の意思にかかわりなく総理大臣がものをきめることができる、こうなつてゐるのです。

そこで、かりに全国的な調整が必要で関与するとしても、地方自治を保障するという立場から、地方自治法百四十六條のような手続を経るのと適當ではないかといふことを言つてゐるのであります。長官いかがですか。単なる関与じゃないですよ、これは。

○小坂國務大臣 総理大臣が何でもできるということではございませんで、そこには幾つかのしほりがあるわけでございます。たとえば総合開発審議会というものがございまして、この意見、それから都道府県知事の意見、そして閣議の決定、そういうものを経て全国の開発計画をきめるわけでございます。これ以外の国の計画は、国の総合開発に關して基本を一つきめまして、それにのつとつてやつていくわけでございますが、内閣総理大臣がそれでは逆にそういうこともできなくていいのかといふことになりまして、これは当然内閣総理大臣といふものはそういう必要な助言もしなければならぬし、また責任を負う立場から必要な意見を述べてその計画の決定をするということもしなければならぬことだと思ふのでございませう。

それから、ただいま国土の総合開発に關して国の立場から必要がある。これは全然ないとはいへないので、必ずそういう場合が出てくるわけでございます。國の立場から必要があると認めるときは、都道府県知事に対して特別規制地域の指定等を指示することができ。これはやはり國が、たとえば例でございませうが、新幹線をつくつてそこに駅ができた、その周辺、あるいは縦貫道路ができてインターチェンジの周辺、そういうところではやはり國として、知事も同一意見ではございませうけれども、國全体の立場からこれを指示することができ。これはもう當然さうなことがあつてよろしい、むしろなければならぬことであるといふように思つております。

○福岡委員 どうも答弁になつてないのですが、これも重要な問題として一応質問を保留しておきたいと思ひます。問題の指摘程度にとどめておきたいと思ひます。

第三の点は、特別規制地域の指定についてであります。これは法律が少し弱いんじゃないかといふことを言ひたいのですが、特別規制地域指定に關する限定的な要件を大幅に緩和するべきである。同時に、三年を原則とし二年延長できるという、この期間の限度に關する規定は削除するべきである。これは十三條、十四條の關係なんでありませうが、どうですか。

○小坂國務大臣 これはどうも御意見として承つておくより方法がないと思ふのであります。私もこの法案に書いてあることが必要である、こう言つてゐるわけでございます。

○福岡委員 意見として承つておくではいけないのですよ。あとでまた審議いたしますし、私もこの意見を出したいと思ふのですが、四番目の点、これは自治体による公共用地の優先取得の保障がないのです。産業基盤強化の公共事業中心から、生活関連社会資本の大幅な拡充整備と環境保全を中心として、地方自治体による土地取得が優先されなければならないといふことはもう論をまたないことなっております。しかしこの法案

では、規制を受けた土地所有者は、知事に対し買い取り請求または買い取りの協議に応ずること及び買い取りは公示価格に準ずるといふ定めはありますが、自治体が住宅、学校、公園、社会福祉施設、清掃工場などの建設や自然環境の保全を目的として土地の確保をしようとするときに、一定の要件は必要であるといひました。先買ひ権を与えなければならぬと私は思ふのであります。同時に、政府はその先買ひ権に対する財政措置を規定しなければならぬと思ふのであります。これが全然ない。長官の御見解はどうですか。

○下河辺政府委員 いまのお尋ねは特別規制地域に關しての先買ひ権に關する御質問であるかと存じます。私もいたしましては、先ほどお尋ねがありました。三年で、二年に限り延長することができるといふことで期限を切りました理由の一つといたしまして、この特別規制地域といふきつめてきつた許可制度を指定いたしますことについては、緊急事態であるといふ認識が非常に強うございまして、それだけに知事が強行して指定することができるといふようにしたわけでございますが、その緊急事態といふ趣旨は、地価が著しい高騰をする、あるいはそこにおいて投機のための土地取引が非常に激しい状態になつて、その地域におきます通常の活動が害される場合にこの特別規制地域を指定して、いわばそこにおきます土地取引あるいは価格に關します過熱状態をできるだけ短期間に冷却したいといふ趣旨でこの特別規制地域という制度を設けたわけでございます。その間におきましては、積極的に公共団体が先買ひ権を發動して必要な用地を購入するといふことをむしろ避けることが適當ではないかといふ趣旨で、ここではむしろ公共団体側が先買ひ権を發動するといふことを避けましたわけでございます。しかし、その間におきまして、その土地を持つ方々の御事情によりまして、どうしても土地を売却しなければ生活の上であるいは経営の上で困るという場合には、凍結価格をもつて買い取り請求を知事に対してすることができるといふ救済規定

を設けたわけでございますので、そういう意味で、特別規制地域におきまして積極的にこの先買制度によりまして公共用地を取得するという考え方にはなっておりません。

○福岡委員 下河辺局長の答弁としてはこれはあまりさえてない。日本政府の局長クラスで下河辺局長はトップクラスということをお聞きがね聞いておるのですが、どうもいまの答弁はかゆいところをかくような答弁になっていない。きょうは日が悪いのかどうかわかりませんが、一応問題の提起だけにとどめておきたいと思ひます。

最後にいま一つ、これも重要な柱で問題提起だけになると思ふのですが、二十四条で特定総合開発地域の基準が定められておりますね。四つある。一つは「新都市の開発」、これはつまり田中總理御自慢の中核都市をさしておるのじゃないかと思ふのですが、二つ目が「自然環境の保護及び利用」、第三が「産業立地基盤の開発」、そして「交通結節拠点の開発」という四つの基準がある。一応自然環境の保護及び利用ということがうたつてあるが、初めに指摘しましたように、この国総法なるものはやはり産業基盤強化になつておるわけですよ。四項目の基準の中で自然環境というのは一つしか入っていない。しかもやろうとするはこれをある程度軽視あるいは無視して、この第三項の産業基盤強化の開発、こういうものを中心にやることが出来る。ここに実は問題がある。これもまあ指摘しておくにとどめたい。

さて、そこで私は結論的に一つの提案を含めて御見解をお伺ひしたいのだが、この国総法の問題点は何か。一つは、初めに申し上げましたように産業基盤優先である、あるいは大企業優先、生産第一主義の政策が貫かれておるといふことが問題なんですね。もう一つは、この法案の中に土地規制がある。二つの柱がある。いわゆる開発と土地規制の二つであります。そこで私どもは、総合開発法の開発関係については意見を多く持つておる。これはもう絶対に賛成できないのです。ところが土地規制をしなければならぬということだ

けは、これは認めておるわけです。

そこで私は、このせつかくの御提案ではあります。国土総合開発法案を二つに分離しまして、土地規制だけを立法化して、いまの土地の買ひ占めあるいは売り惜しみ、乱開発、そういうようなものを規制していく、同時に地価もこれは抑制をすることになるのであります。この地価対策、土地問題こそ緊急を要する政治課題である。総合開発のほうは、これは昭和五十年度を初年度とする十年計画もいま検討中であるから、何も急いで成立をさせる必要はない、こう理解をするのです。そこで、もし小坂経済企画庁長官がほんとうの政治家であるなら、この法案を分離いたします、土地規制だけをやろうじゃないですかということをおっしゃることを私は期待するのだが、どうですか。私どもは、土地規制だけ分離して成立をさせようと言われるならこれは大いに賛成する。内容についてはいろいろ相談しなければなりません。御見解はいかがですか。

○小坂国務大臣 私は物価の問題についていろいろ担当させられておるわけでございますが、なかなか地価の問題は非常に重要であると考へておりまして、そのゆゑに国総法の成立を一日も早くお願いをいたしたい、こう考へておる次第でございます。ただいまの御意見は十分拝聴いたしました。さらに検討させていただきたいと思ひます。

○福岡委員 本日はこれで終わりたいと思ひます。

○服部委員長 次回は、来たる六日金曜日午前十時理事会、午前十三時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十八分散会